令和6年 第2回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和6年6月4日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

	1	番	北	村	和	士		2	番	武	尾	哲	治		3	番	吉	田		功
	4	番	中汽	刺	定	雄		5	番	秋日	日谷	光	彦		6	番	古	谷	星]	匚人
	7	番	平	野	由昌	里子		8	番	田	代		実		9	番	井	上	栄	_
1	0	番	南	雲	まさ	き子	1	1	番	飯	田		<u> </u>	1	2	番	寺	嶋	••••••	正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	野崎智	会計管理者兼出納室長	中津川 文 子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早 野 政 弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税務課長	山 岸 裕 子
町民課長兼寄出張所長	堀 谷 恵 子	福祉課長	宮 根 正 行
子育て健康課長	渋 谷 昌 弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋 谷 好 人
教 育 課 長	椎野晃一		

4. 出席した議会事務局書記 2人

参事兼議会事務局長	石 井 友 子	書記	島 秀明
-----------	---------	----	------

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 町長の行政報告

日程第 4 議長の諸般報告

日程第 5 一般質問

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。鮎釣りも解禁となり、酒匂川には太公望も訪れております。

さて、去る5月28日、松田町告示第40号により令和6年第2回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集いただき、ここに本定例会が開催できますことを心より感謝申し上げます。

次に、ICTを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持ち込み、議事に関連する事項での使用を許可しておりますので、 御理解ください。

なお、今定例会中はクールビズを実施しております。適宜各自の判断で上着 の着脱をお願いします。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名であります。よって、 地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和6年第2 回松田町議会定例会の開会を宣します。

直ちに本日の会議を開きます。

(9時00分)

それでは、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。 5番 秋田谷光彦君、6番 古谷星工人の両名にお願いいたします。

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る5月30日に議会運営委員会が開催 されましたので、その結果を委員長より報告をお願いします。議会運営委員会 委員長 飯田一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和6年第2回議会定例会の招集に当たり、去る5月30日、午前9時より委員6名全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は、本日6月4日から6月7日までの4日間といたします。

次に、審議内容について申し上げます。本会議1日目の6月4日は、日程第 1「会議録署名議員の指名について」から日程第5「一般質問」の受付番号第 6号までを行います。

本会議2日目の5日は、日程第5「一般質問」の受付番号第7号から第10号を行います。本会議終了後は、大会議室において議会全員協議会を開催します。 全員協議会終了後は、産業厚生常任委員会の時間を設けておりますので、委員 長の指示でお願いします。

6日は常任委員会活動日としますので、各委員長の指示でお願いします。委 員会には必要に応じて職員をお呼びする場合がありますので、待機をお願いし ます。

本会議3日目の7日は、日程第7「議案第33号」から日程第8「議案第35号」までの審議を行います。全て即決でお願いします。日程第9「報告第3号」、日程第10「報告第4号」については、担当課長からの報告の後、質疑を行いますが、採決はとりません。日程第11「各種委員会等の諸般報告」、日程第12「委員会の閉会中の継続審査申出書」を行い、閉会といたします。

なお、本議会は定例会でありますので、会期中に追加議案などが提出された

場合は審議をお願いします。

また、陳情につきましては、1件の提出があり、机上配付となりましたので、 御覧ください。

以上、議会運営委員会の報告を終わりますが、不明な点がございましたら私 のほかにも委員の方がおられますので、補足説明をさせていただきますので、 よろしくお願いします。

議 長 議会運営委員長の報告が終わりました。お諮りします。本定例会の会期につきましては、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおりに決することに御 異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和6年第2回松田町議会定例会の会期は、 本日6月4日から6月7日の4日間と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを頂きましたので、行政報告を させていただきます。

鮮やかな色とりどりのアジサイが目を引くようになり、季節の変わり目を感じる今日この頃でございますが、議員各位におかれましてはますますの御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。

また、昨日の早朝に能登半島で震度 5 強の揺れを観測する地震が発生し、輪島市では住宅が 5 棟倒壊するなどというふうなまた発生しております。能登半島地震、年始で始まって 5 か月以上たつわけですけども、このような状況が続く中での一日も早い復旧・復興を御祈念を申し上げたいというふうに思っております。

さて、去る5月28日に令和6年第2回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用の中、議員全員の出席を頂き、ここに本定例会を開催できますこと、まずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、行政報告につきましては、日を追って詳細に御報告をさせていた

だくところでございますが、さきにお配りをさせていただいている公務報告書 にて割愛させていただき、主な行事につきまして御報告をさせていただきます ことを御了承のほど、よろしくお願いをいたします。

まず、思い出が詰まった学びやに別れを告げ、それぞれの道へ踏み出す区切りとして、3月12日に松田中学校、生徒70名、18日に寄幼稚園、園児3名、19日に松田幼稚園、園児32名、21日に松田小学校、児童59名及び寄小学校、児童6名、23日にはさくら保育園、園児26名、それぞれ園の修了証書及び卒業証書授与式を保護者及び来賓等の皆様に見守られながら執り行いました。子供たちはこれから迎える新しい生活に不安と期待を胸に、新たな一歩を踏み出したことと存じております。

次に、4月に行われました入園式、入学式でございます。4月4日に松田さくら保育園、17名、4月5日の午前中に松田小学校、68名、寄小学校、4名、午後に松田中学校、52名の入学式、4月9日には松田幼稚園、13名、寄幼稚園、3名の入園式が行われました。子供たちの健やかな成長と子育て世代の支援につきましては、今後もより一層保育・教育関連事業を含めたチルドレンファースト推進事業について、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、松田山の山頂付近に、まるで桃源郷とも言われるほどの色とりどりの 花が咲き誇る最明寺史跡公園にて最明寺例祭が4月10日に開催をされました。 最明寺史跡は、昭和46年4月に町の指定文化財として指定されたものでありま す。令和6年3月に最明寺史跡公園にある護摩堂のあずまやの屋根の銅板の盗 難が発生いたしました。7月末までには修繕が完了する予定で今、現状進めて おります。

続いて、4月28日に生涯学習センターまつりとして、生涯学習の啓発と利用者間の交流などを図ることを目的に開催をいたしました。本年度もボルダリングや日本舞踊の体験、国際交流など子供・大人を含め350人ほどの方が参加され、楽しんでいただきました。今後も子供たちに夢を与えられるよう、利用者の拡大に向け、民間企業等との連携を行い、生涯学習センターの活用に向け取り組んでまいります。

次に、好天に恵まれました5月5日に、恒例の第43回寄若葉まつりが5年ぶりに開催をされました。61匹の鯉のぼりが元気に大空を泳ぐ中、午前10時30分からは、かながわ民俗芸能50選に選ばれている大名行列パレードの鮮やかな舞の姿が見物客を楽しませておられました。また、ふるさと大使であります歌手、北川大介さんと地域の方々にも御出席いただき、祭りを大いに盛り上げていただきました。町観光協会によりますと、今年は約5,000人の観光客でにぎわったと伺っております。令和7年は松田町・寄村合併70周年を迎える節目の年となりますので、町といたしましても今年度以上に寄地区の魅力を発信し、地域の活性化に引き続き取り組んでまいります。

次に、5月19日には酒匂川美化統一キャンペーンが開催され、ボランティアなど32団体、541人の皆様が酒匂川及び川音川の河川内でのごみ拾い等、清掃に御協力いただきました。集まったごみは約620キロでございました。引き続き町民や来町者の皆様方との環境美化意識の向上を図るため、自治会、各種団体、企業やボランティア等との連携による地域ぐるみの環境美化に努めてまいります。

それでは、町の決算関係について御報告をいたします。令和5年度の一般会計と特別会計は、上水道事業会計を除いて5月31日をもって出納整理期間が終了いたしましたので、これらの計数を精査の上、監査委員による決算審査を受けるための準備を今現在進めています。未確定ではございますが、令和5年度単純差引合計の形式収支をお伝えをいたします。一般会計の歳入総額は約59億1,500万円、歳出総額につきましては54億2,100万円ほどとなり、現時点での形式収支額は約4億9,400万円を見込んでおります。これは、主に歳入では予算に比して配当割交付金や法人事業税の交付金、ゴルフ場利用税交付金の増額、町税の増額などの影響によるものと、また歳出では地方創生臨時交付金の有効活用に伴う各事業費の財源補正などによるものでございますが、今後さらなる精査を進めてまいります。

今後は、先ほど申し上げたとおり、全会計の計数の精査を重ね、決算審査に 付して監査委員の御意見を頂いた上で、第3回定例会に全会計の決算認定の御 審議をお願いいたしますので、その際には何とぞよろしくお願いをいたします。

さて、本日からの定例会に付議いたしました議案第33号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、小規模保育事業所の職員配置基準を引き上げるため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第34号工事請負契約の締結について(令和5年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事(その3) (繰越明許))につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会に提出するものでございます。

議案第35号令和6年度松田町一般会計補正予算(第1号)につきましては、 物価高騰対応重点支援給付金事業や高齢者生活支援事業、鳥獣防除対策事業な どを補正させていただくものでございます。

次に、報告第3号令和5年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせていただきます。

報告第4号令和5年度松田町上水道事業会計継続費繰越計算書の報告につきましては、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告をさせていただきます。

なお、定例会でございますので、途中に追加案件の提出があった場合につき ましては、追加議案の議決を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

以上提案いたしました案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ 副町長、教育長、課長より御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御決議 賜りますようよろしくお願い申し上げ、私からの行政報告とさせていただきま す。本日より4日間、よろしくお願いいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

日程第4「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和6年第1回議会定例会最終日より本定例会までの報告事項 について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって 報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ご ざいませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。

一般質問に入る前に、事務局は録画の準備をお願いします。

議 長 日程第5「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、中津川定雄君の一般質問を 許します。登壇願います。

4 番 中津川 それでは、議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。 受付番号第1号、質問議員、第4番 中津川定雄。件名、町営水道事業の現状 と課題を踏まえた今後の健全経営について。

> 要旨。町民の快適な暮らしを支え、いつでも安心して飲める水の安定供給を 目標とする水道事業は、給水人口が減少していく中で、老朽化した施設の更新 や動力費の高騰など、水道事業を取り巻く環境は大きく変化してきています。 そこで、持続可能な健全経営の観点から、次のことについて伺います。

- (1) 水道事業における経営・運営・管理体制の現状と課題について。
- (2) 法適化された寄簡易水道事業会計は、厳しい経営状況とされているが、 今後の健全経営や財政計画の取組方針について。
- (3) 今後、水道施設の更新や耐震化、災害対策や施設管理の効率化など多額の費用が必要となるが、受益者負担の原則を踏まえた水道料金改定の考え方について。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

町 長 それでは、中津川議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

1つ目の御質問にお答えをいたします。まず、水道事業は国の法律である地方公営企業法に基づき、独立採算制を基本原則として経営するように定められております。公営企業は、一般企業と同様に、利用者から頂く水道料金収入を

もって経営に必要な費用を賄わなければなりません。

では、本町の上水道事業の現状を申し上げます。総額の収支では黒字となっておりますが、水道料金収入だけでの収支では水道サービスの提供に要する費用を賄えず、その不足額を新たに水道の供給を開始する際に負担していただいております加入負担金などの営業外収入にて補填している状況が続いております。

次に、寄簡易水道については、本年度から企業会計化されたため、こちらも独立採算制に基づいた経営を行うこととなりました。現状を申し上げますと、水道料金収入及び営業外収益を含めた総額においても、水道事業費に対して収入が不足しており、企業会計であることから、分かりやすく申し上げますと赤字経営となっております。本年度の予算は、上水道事業より1,000万円の借り入れを行うことで経営を継続することができておりますが、今後の経営状況では毎年同様な借り入れを行うことになり、さらには借りた分の返済も徐々に始まることから、負担が重なることとなります。

これらの主な要因は、人口減少による利用者の減少、節水機器の普及や節水 志向による節水型社会への移行などにより、使用水量の減少による水道料金収 入が今後も減少傾向であることが見込まれ、非常に危機感を抱いているところ でもございます。

支出面では、現在使用しております施設や管路が老朽化しており、今後更新時期を迎え、また地震や水害など想定される災害や事故対応も急務となっているため、多額の更新費用が必要となってまいります。さらに、昨今の燃料費の高騰により支出が大幅に増えることが予想されるなど、水道事業の経営は今後もますます困難さが増すことを想定しております。

これらの課題を大きく分けますと、1つ目が、使用者、これは個人であったり企業になりますが、の減少による収入の低下。2つ目に、未来に向けたインフラ整備費の不足であります。この課題を解決しなければ、受益者負担の原則により現在利用されている利用者の皆様方の負担が増える一方となることが予測できますので、早急に解消に向けた事業に取り組む必要があるという状況で

ございます。

2つ目の御質問にお答えをいたします。寄簡易水道事業につきましては、先ほど述べましたとおり、非常に大きな2つの課題を解決しなければならないと考えておりますが、一朝一夕で解決できるものでもございません。令和5年4月より新たな取組として、寄地域に水道利用者を増やすことを目的として、水道加入負担金の金額を水道メーターの口径13ミリは30万円から15万円へ、20ミリに関しては40万円から20万円など、上水道事業の負担金よりもさらに引き下げる変更を行っております。

移住時の初期費用をできるだけ少なくすることにより、より多くの方に寄地域へ住んでいただき、水道を使っていただく人を増やすという取組でございます。そのほか、滞納整理の強化等を行っておりますが、これらが大幅な収入増とはなっておりませんが、少しでもプラスになるよう継続してまいります。

一方、歳出につきましては既に削ることができるものは全くない状況でございます。町といたしましては、まずは水道を使用する量を増やす必要があるため、令和6年度は新たな事業として寄地区に特化した子育て世帯及び若年夫婦世帯を支援する寄地区移住促進奨励金により移住者の増加を図り、またオールシーズン寄地区に来ていただく関係人口の増加により、水道の使用する量をさらに増やすためにも、スポーツツーリズムの推進を図ってまいります。

さらには、町の水の販売の可否につきましても事業者と調整をしているところでもございます。今後も多くの人や団体が寄地域に来て水を使っていただくことで、地域の皆様方の水道料金の負担が過度にならないようにも取り組んでまいりたいと考えております。

現在、その課題解決や今後の方針を含めた協議につきまして、令和5年度より松田町水道事業運営審議会にて審議を重ねていただき、令和5年度に一旦答申を受けましたが、令和6年度も継続していただいている状況でございます。 審議の答申については、令和6年9月頃を予定しております。

3つ目の御質問にお答えをいたします。公営企業会計は、受益者負担の原則 から事業運営や施設の更新等に要する費用は水道料金収入によって賄われるの

が基本となっております。昨年開催された松田町水道事業運営審議会では、持 続可能な事業運営と施設更新や財政計画を踏まえ、料金改定が必要な場合は値 上げもやむなしとの答申を頂いております。日本水道協会が出している令和5 年4月1日時点での資料では、松田町の水道料金は同規模自治体の中で全国で 5番目に安いとされ、町では消費税に係る改定を除くと、前回の改定の平成6 年4月から現在まで約30年ほどの料金改定をせずに、個人・企業を含めた安い 水道料金を維持してまいりましたが、水道の総使用量の減少により、料金収入 が大幅に減少し、このままでは今後さらに事業資金が不足することが見込まれ ます。

我々水道事業を担う企業として、水道水は人が生活していく上で必要不可欠 であり、安全で安心な水道水を将来に向けて安定的に供給することが責務でご ざいますので、今後も最大限対応してまいる所存でございます。

本年9月頃をめどに水道審議会からの答申を頂く予定となっておりますので、 その後、答申内容をもとに利用者の皆様に対する方向性を示してまいりたいと いうふうに考えております。以上でございます。

番 中 津 川 御答弁ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきますけれ ども、奇しくもですね、6月1日から7日まで、第66回水道週間、これがです ね、国交省、環境省、各都道府県が主催者となりまして、水道関係団体の協力 を得てですね、実施をされています。6月号のですね、「広報まつだ」にも掲 載をしておりましたけれども、今年のスローガンは「大切に、水はみんなの宝 物」です。この水道週間のですね、趣旨といいますのがですね、ちょっと読み 上げますと、水は国民の生活に不可欠なものであり、その水の安定的な供給を 目指し、これまで水道の整備が図られ、現在ではほぼ全域にわたる普及率を達 成し、今や水道は生活基盤として欠かせないものとなっている。その一方で、 水道施設の老朽化の急速な進行や耐震化の遅れ、人口減少に伴う料金収入の減 収などの課題に直面していることも現実である。こうした水道を取り巻く時代 の変化に対応し、将来にわたり持続可能な水道とするためには、水道の基盤の 強化に早急に取り組む必要がある。また、能登半島地震等のですね、近年の大

規模地震を教訓にして、災害対策、危機管理面での強化も必要であり、こうした状況を踏まえてですね、水道の現状や課題について理解を深めるために、この水道週間がですね、広報的な活動が中心ですけれども、実施をされているというものであります。

松田町のですね、水道事業については、大正13年に県内で4番目の上水道事業として創設をされ、事業が開始されました。平成2年に寄簡易水道が町営化され、現在ではこの2つの事業で町民の皆さんに水道水を供給をしています。創設からですね、今年でちょうど100年が経過をしますが、主要なですね、施設はですね、高度成長期時代の大体昭和50年代に建設されたものが多くてですね、経年劣化が進み、施設の更新が避けられない状況になっていると思います。また、少子高齢化によるですね、人口の減少による給水収益がですね、減少するなどですね、運営、経営面においても大変厳しい状況になっていると思います。まさにこの水道週間の趣旨に松田町の水道事業の現状は合致するというふうに言えると思います。

町ではですね、平成29年度に安全・安心な水道水を安定供給し、かつ健全な経営を図るためですね、松田町水道事業運営審議会を設置をいたしました。今年の2月号の「広報まつだ」にですね、審議会からの答申を受けたので、その概要を報告しますとしてですね、答申の概要が4点、それに対する町の方針が掲載をされていました。答申の1つ目はですね、町の水道料金は全国的に比較して安価である。2つ目は、水道事業などの公営企業は、受益者負担の原則から事業運営や施設更新に要する費用は料金収入により賄われるべきである。3つ目は、今後多額の施設更新費用が必要である。4つ目は、これらにより料金改定が必要な場合は、値上げもやむを得ないというもので、これに対するですね、町の方針は、上水道事業及び寄簡易水道事業はですね、使用料収入の減少が続いていくことに加え、燃料費とかですね、動力費の高騰が続くことが予想されることから、適正な使用料の設定に当たっては、審議会の答申を踏まえ検討していく予定であるというふうにしております。

そこで質問ですけれども、町はですね、この審議会に対して、今、答申が出

されていましたけれども、何を諮問したのかな。で、このような答申がなされ たのか、諮問の内容について確認をさせてください。よろしくお願いいたしま す。

環境上下水道課長 諮問につきましては、水道事業の健全な経営と運営について、事業の効率化、 適正化、適正な水道料金について審議をお願いいたしました。

4 番 中 津 川 大きく3点ほどですね、健全経営、それから事業の効率化、水道料金についてということで諮問されて、答申があったということでしたね。はい、分かりました。

次にですね、水道事業における経営、運営、管理体制の現状と課題については、先ほど町長のほうから答弁を頂きましたけれども、先ほどの答弁の中でですね、町の上水道事業では料金収入だけでは水道サービスの提供に要する費用、これを賄えない。加入負担金などの事業外収益で補填しているということでしたけれども、この加入負担金、これ大体年間でですね、どのくらいの金額があるのでしょうか。その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

環境上下水道課長 近年の加入負担金の金額をお伝えします。令和5年度が1,586万2,000円、令和4年度1,208万円、令和3年度668万円、令和2年度562万円。令和4年度が 多かったのは、開発があったことでございます。以上です。

4 番 中 津 川 今、5年度で1,586万円ほどということでしたけども、これ、件数にすると 何件くらいあったんでしょうか。お願いします。

環境上下水道課長 令和5年度の件数は55件でございます。

4 番 中 津 川 ありがとうございます。加入負担金も水道の口径によってかなり違うと思う んですけれども、確かに1件当たり20万から30万ぐらいですかね。で、55件と いうことで、了解です。

次ですけれども、今後ですね、健全経営を行う上ではですね、水需要の動向が健全運営を左右すると思われます。上水道事業と寄簡易水道事業についてですね、これまでの水需要の実績と、これを踏まえてですね、将来の水需要をどう予測されているのか伺います。よろしくお願いします。

環境上下水道課長 これまでといいますと、平成24年頃からの数字がございますので、それから

令和4年の10年間の比較で話をさせていただきます。上水道事業の水の需要でよろしいですよね。水の需要につきましては、年間で118万立米、平成24年が118万立米、令和4年が101万立米で、10年間で17万立米減っております。寄簡易水道事業の水需要につきましては、平成24年が23万立米、令和4年が18万立米ということで、10年間で5万立米減っております。パーセンテージで言いますと、上水道事業は14.8%の10年間で14.8%の減、寄簡易水道につきましては22.6%の減となっており、今後もこの減少率で推移すると考えております。以上です。

- 4 番 中 津 川 ありがとうございました。令和4年から過去10年間の今、パーセンテージ、 マイナスのパーセンテージ出ましたけれども、今後例えば今後10年間の予測だ とすると、大体同じようなパーセンテージで減少していくんでしょうかね。ち ょっとその辺はいかがでしょうか。お願いします。
- 環境上下水道課長 町の人口対策にもよりますけど、今の時点ではこのパーセンテージで下がる という推計を出しております。以上です。
- 4 番 中 津 川 今、給水量でちょっと比較をさせてもらいましたけれども、人口減少が続いているんですけれども、この今度は給水人口。給水人口についてもですね、これまでの推移と今後の予測についてちょっと教えていただければと思います。お願いします。
- 環境上下水道課長 給水人口につきましても、今と同じく平成24年から令和4年の10年間の推移でお話をさせていただきます。平成24年度から令和4年度の10年間で、上水道事業の給水人口は9,326人から8,910人となりまして、4.5%の減となっております。さらには10年後、このままパーセンテージを掛けると8,664人になるという予測ですが、先ほどと同じく町の政策によってここが上がったり下がったり、下がることはないと思いますけど、上がる可能性もあります。寄簡易水道の水事業につきましては、平成24年度が1,835人から令和4年が1,424人となりまして、22.4%の減となっています。こちらも今後10年後、令和14年度に推計しますと、1,384人となっております。以上です。
- 4 番 中津川 今の話ですと、寄の簡易水道の場合ですと、10年間で22%ほど、5分の1で

すよね。随分減ったなというふうに思っていますけれども、このペースでまた 10年先になると、同じような数字になるのかなと思います。ぜひともこれだけ はちょっと食い止めていかなきゃいけないのかなというふうに思いました。

次ですけども、今後ですね、水需要の減少、これがあるとですね、今、既存の水源施設とか、あとは浄水施設の能力に若干余裕が出てくることが想定されます。こういった施設のですね、能力にある程度は余裕を持たせることは必要だと思うんですけども、水需要がさらに減少して、余裕があり過ぎると今度は逆に不経済になります。効率的なですね、運用のためにはですね、適正な施設規模の検討が必要になると思います。また、施設の更新を行う際にもですね、既存の性能やですね、機能を保ったまま、機能を維持しながら規模をですね、小規模化するというような経費の節減、あるいは更新の順番についてもですね、何年たったからやるんじゃなくて、例えばコンクリートのようなですね、構造物については、しっかりした強度があればですね、それはもたせることができますので、この辺についてもですね、慎重に考える必要があると思っていますけども、その辺の考え方について、今、私が先にしゃべっちゃったのかなと思いますけども、再度ちょっと確認させてください。よろしくお願いします。

環境上下水道課長

ここまでもお話ししたとおり、給水人口がかなり減ってきているので、施設 もそれに合わせて縮小せざるを得ないというふうに考えております。そういっ た中で、施設の更新につきましては、現在の性能や機能を保ったまま縮小、小 規模化するダウンサイジングや、適切な場所への再配置、配水を融通できる仕 組み、エネルギー効率、費用対効果の両立について検討しなければなりません。 以上です。

4 番 中 津 川 ありがとうございました。適正な施設規模の配置についてはですね、今は結構寄の簡易水道も施設が分散しているので、大きな災害があってもですね、こっちが使えるとかね、あるんですけども、一つ大きく統合しちゃうと、そこが潰れたら住民の皆さんに水道水を供給することができないので、そうなると災害のリスクがすごく高くなりますのでね、その辺はちょっと慎重なですね、検

討が必要だというふうに思います。

次にですね、管理体制についてですけれども、施設の維持管理上、寄簡易水道事業ではですね、いろんな施設が広範囲に多く存在をしています。限られた職員の数でですね、施設の点検、監視にですね、大変多くの時間を要すると思います。現在はですね、水道施設の情報を取得できるマッピングシステムをですね、導入して、管路や施設の管理に用いているということですけども、この限られた職員の中で効率的にですね、施設管理と例えば給水量などの実績データの収集や管理、これを行える集中監視システムの導入が必要じゃないかなと思いますけども、このシステムの導入についてはですね、検討されているのでしょうか。よろしくお願いします。

環境上下水道課長

システムにつきましては、現在異常時だったりに作動する発報システムと警報の履歴が確認できる情報システムの2つを町では導入しているわけなんですが、今までお話ししたとおり、事業の経営状況が非常に厳しいということもございますので、効率的な施設の管理のバランスを考慮した上で、その辺の導入をですね、今後検討していきたいと考えております。以上です。

4 番 中津川

ありがとうございました。それでは次にですね、寄簡易水道事業の健全経営について質問させていただきます。今年度からですね、公営企業会計の法適化が適用されたこの寄簡易水道事業ですけれども、もともとそういう点在するですね、小規模な水道組合が平成2年にですね、統合して町営化されたと、先ほどお話ししましたけれども、そんな簡易水道です。御存じのように経営状況というのは厳しくてですね、料金収入だけでは支出を賄えないということで、毎年他会計からですね、繰入金を頂いて、それにより収支の均衡を図っているという状況です。

質問ですけれども、町ではですね、この寄地区の人口減少に歯止めをかけよう、歯止めをかけてですね、さらに回復しようということで、移住・定住の促進、スポーツツーリズムの推進によるですね、関係人口の増加策などいろいろなですね、施策を展開をしていますけれども、この寄地区におけるですね、簡易水道について、給水収益、利用…使用料ですね、いわゆる。の、これまでの実績とか、あと今後の推計について教えていただければと思います。よろしく

お願いします。

環境上下水道課長

寄簡易水道事業の給水収益につきまして、先ほどと同じく平成24年度から令 和4年度の10年間で比較します。寄簡易水道事業の給水収益は、平成24年度が 2,010万9,881円、令和4年度が1,432万9,913円で、約580万円、28.7%の減と なっております。給水人口の減少に伴って、現在の水道料金のままですと、今 後もさらに減少することが予想されますが、このまま今のパーセンテージで10 年後、令和4年度には大体1,380万円くらい、概算なんですが、くらいまで減 少するのではないかと担当では予測しております。以上です。

番 中津 川 今、給水人口について、過去10年間で28%、約30%弱ぐらいが減少している と。先ほどの給水人口のほうだと、25%ぐらいですか。大体同じような比率で 減少しているんですけども、給水収益のほうがさらに減少が多いということが 分かりました。ありがとうございます。

> 次にですね、寄簡易水道事業ではですね、昭和20年頃からいろんな小さな組 合組織が結成されて水が供給されてきましたけども、現存の施設は先ほど言っ たように昭和50年代に造られたものもかなり多いと思います。で、老朽化が進 んでいるので、本当に更新の時期を迎えていると思います。前回の定例会で私 のほうで水道施設の耐震化について一般質問させていただきましたけども、そ のときもですね、これは耐震化についてですけども、大変厳しい経営状況なの で、施設整備が全く進んでないというような回答でした。先ほどの答弁でもで すね、歳出面では既に削ることができるものは全くないというようなお話でし たけども、とはいってもですね、水道水の安定供給には施設の機能維持は欠か せません。そこで、今後予定されている主要施設の更新計画について、更新の 時期ですとか概算工事費が分かれば教えていただきたいと思います。よろしく お願いします。

環境上下水道課長

更新計画については、あくまでも現時点での今後の10年間の予定でございま す。施設の更新につきましては、8施設の更新を予定しております。主な施設 としましては、宇津茂の配水池の更新や弥勒寺水源の各種ポンプの更新でござ います。概算工事費としましては、総額1億6,355万円を見込んでおります。

管路につきましては、主要管路を優先的に、約350メートルの更新を予定して おります。こちらの概算工事費としましては、1,800万円を見込んでおります。 以上です。

- 4 番 中 津 川 ありがとうございました。今、総額で1億以上のお金でしたけれども、例えば具体的にですね、宇津茂の配水池の更新には…の事業費って、大体幾らぐらいなのか。単年度でやるのか、複数年にわたってやるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですけども。お願いします。
- 環境上下水道課長 宇津茂配水池の更新は、予定では令和9年、10年の2か年で行う予定でございます。工事費につきましては、7,000万円程度を予定しております。以上です。
- 4 番 中 津 川 今、令和の9年、10年の2か年で7,000万ということでしたけども、そうすると単年度で2分の1にしても3,500万。先ほど寄の簡易水道事業の給水収益は、現時点で大体1,400万ぐらいということですけども、3,500万の1,400万ですから、かなり大きな差があるんですね。そうなると、この赤字が毎年毎年給水収益ってそんなに一度に上がっていかないんだけども、施設の更新というのは毎年、例えば数千万、数千万でいくと、かなり赤字がどんどんどん膨らんでいくということですけども、この辺の赤字をですね、財政的にどんなふうに補填していくのか、ちょっとお考えを聞かせていただければと思います。お願いします。
- 環境上下水道課長 今のやり方でいきますと、上水道会計から今年度と同じように借り入れるという方法があります。ただ、これを行いますと、後年度に返さなきゃいけない。そうすると、毎年借り続けると将来の負担が増えてしまうということで、なかなかよくないというふうに考えます。もう一つ…今の話は、起債をすると今年度借りた分が後年度に支払いが発生するので、後で苦しくなるというようなことになります。そうすると、最終的には料金改定をするしかないのかなというふうな考えでおります。以上です。
- 4 番 中 津 川 そうですね、大変厳しい状況なので、料金改定も視野にということですね。 それではですね、公営企業会計は現金を含めた資産部門とか、あとは借り入れ

等の負債部門、資本部門を記録する、こういう複式簿記方式ですけども、寄簡 易水道組合の固定資産、これは昔からこういう施設はあったんですけども、い ろいろと点在していて、例えば水道管がどこに昔から布設されていたのかとかですね、なかなか調査、算出も大変だったと思うんですけども、調査はどのようにされたのかとか、あと算出の方法、固定資産の。ちょっとその辺を分かれば教えていただきたいと思います。お願いします。

環境上下水道課長

これがですね、結構大変難しい状況で、結局はですね、昭和33年度からの決算書をまず見まして、簡易水道工事台帳や量水器に関する資料、土地評価額等を収集しまして、業者に委託して調べていただきました。以上です。

4 番 中津川

総務省からの通知があって、公営企業会計に移行しているわけですけども、 通知があってから5年ぐらいかかったのかな。そうですね。その間、そういっ た固定資産の調査、算定に時間を費やしたということだと思います。

それからですね、寄簡易水道が法適化されて、町の上水事業と同じ企業会計となりました。将来ですね、町営水道全体の効率化、適正化の面から見るとですね、両事業の統合、これもあり得るのかなと思います。先ほどのですね、水道運営審議会の中で、この水道事業の経営統合について審議されたのでしょうか。もし審議されたのならですね、その結果を教えていただければと思います。よろしくお願いします。

環境上下水道課長

令和5年度の審議会では、統合については深いところまでは審議しておりません。なぜかといいますと、今の時点でですね、先ほどお話し、町長のほうから答弁がありましたとおり、上水道事業も寄簡易水道事業も、両方とも赤字の状況です。そういったところで統合したところで、今後よくなると考えられないので、まずはそれぞれの会計がですね、いい方向に向かった時点での統合は今後検討の余地があると思いますが、今の時点では審議をしなかったというようなことになります。以上です。

4 番 中 津 川 統合となると、メリット・デメリットはたくさんあると思います。それなり の時期が来たら当然統合ということもですね、検討せざるを得ないと思います けども。 それでは次にですね、今度は水道料金の改定について伺います。松田町の水道はですね、全国的に見ても大変安価で、先ほどの答弁では全国で5番目に安いということでした。消費税に係る改定を除くとですね、前回の改定から30年。この30年改定せずに安い水道料金を維持してきたということですけども、私はですね、この結果が現状を生み出しているというふうに思います。そこで、近隣市町の水道料金について伺いたいのですが、直近の料金改定の時期と水道料金、松田町とちょっと比較できるようにですね、説明をしていただければありがたいんですけれども。よろしくお願いいたします。

環境上下水道課長

基本料金、一般的な家庭の水道料金の税込み額と直近の改定時期につきまして、まず松田町から、現在715円で、平成6年4月1日に改定しております。 中井町が660円で令和1年10月1日、大井町は945円で平成30年4月1日、開成

町が770円で平成29年4月1日、山北町が682円で平成30年4月1日、開成町が770円で平成29年4月1日、山北町が682円で平成31年4月1日、南足柄市770円で平成26年4月1日、小田原市が935円で令和1年10月1日、秦野市は1,133円で令和5年10月1日でございます。なお、水道料金の安い近隣の町は数年内に料金改定をしたい意向があるという情報を得ております。以上です。

4 番中津川

ありがとうございました。水道料金については、松田町はそれなりに安いようなところですけども、料金の改定の時期については、ほとんどのところが近年、大体10年以内に改定してるのが多いのかなというふうに思いました。水道事業を取り巻く環境の変化に耐えられなくなった市町はですね、これに追従して改定料金をしてるんだなということだと思います。

続きまして、松田町の水道料金の形態についてですけども、上水道事業には 用途区分が3つあります。家事用と業務用と臨時用と。寄の簡易水道にはこの 区分がないんですね。寄にも現在ですね、特養老人ホームなどの大型施設があ るので、業務用という区分があってもよいのではないかというふうに考えます けども、いかがでしょうか。

環境上下水道課長

寄には当時大きな施設がございませんでしたので、その用途区分というのが なかったという、これは情報レベルなんですが。今後ですね、料金改定をもし 行うときにはですね、その辺も含めて、用途区分を入れるということも検討し ていきたいと考えております。以上です。

4 番 中 津 川 そうですね、町民の皆さん、平等にやっぱしね、水道水を使う権利がありますのでね、ぜひその時期が来たら、区分のね、検討もしていただきたいと思います。

それではですね、最後の質問になりますが、公営企業会計ではですね、水道経営は料金収入より賄うべきとされています。今後の老朽化した施設の更新に要する費用などの財源確保や給水人口の減少などを鑑みると、水道料金の改定は避けられない状況であると考えます。先ほどの町長の答弁にも、このままでは今後もさらに事業資金が不足することが見込まれるとありました。健全経営にですね、改善していくためには、もう既に水道料金の改定を行わざるを得ない時期に来ていると、私、考えます。昨年からですね、スタートした松田町の第6次総合計画の後期アクションプログラムにおいて、水道事業の実行計画がありますが、水道使用料金適正化の検討というのがこの中にございます。これによると、2026年度に水道料金見直しというふうに計画をされています。現在のような状況の中でですね、2年後に水道料金の見直しをというのは少し遅過ぎるのではありませんかということで、これは最後に本山町長さんに御回答いただきたいので、よろしくお願いいたします。

長 今までずっと課長が答弁をさせていただいてましたけども、何となく、議員さんから言われると、あ、じゃあ、そういう方向でみたいな回答ばっかりだったんですけども、そういうふうにはならないことも十分にあります。先ほどちょっと話があった、何ですかね、統合の話もそうですし、業務用とかいうことは、やっぱり寄にいろんな雇用をやっぱり生んで、そこで仕事する場を確保するだとか、そういった思惑もあったと思うんですね。単純に水を使うというだけの人たちだけではなくて、寄の地域の活性化だとかということもあったかと思うので、その辺は正直、慎重にしていかないとまずいかなと。徐々にそれが落ち着けばそういったのをこうやっていけばいいですけど、今の状態でそういうふうにしていくと、今…寄から企業がいなくなっちゃう可能性が十分あると思います。細かくは言いませんけど、洗濯系の仕事をやってくれてる会社があ

町

りますけど、やっぱり水の使用量が徐々に減ってるんですね、そこだけ見ると。 大きい会社をつくられてるって話も聞くと、その会社が撤退する可能性も十分 考えられるとかということがありますので、暗にそういうふうに考えてはいけ ないかなというふうに、もっと大きい視野で考えなきゃいけないかなと思って ます。

さて、今御質問いただいた件なんですけども、確かにそういうふうな感覚を持ってもおかしくないとは思います。ただ、私もどっちかといえば諦めが悪いので、やるべきことをやって、やらずして値上げというのは、すぐそういうふういうふうな話になっちゃいますけど、それは責任がないからなんですよ。我々責任が経営者としてある以上は、やるべきことをやって、これ以上なかなか難しいから金額を上げさせてもらえませんかというような姿勢で地域の方々に話をしていかないと、なかなか御理解いただけないと思ってます。その感覚の中で事務的には、当然ですけど、これからの推移、これまでの推移、今後、今の取組に対する計画だとかというのを総合的に考えて、審議会のほうでこういう方向性で行きたいというふうな、どうだというふうな答申をいただいて、その方向性を向かって、我々の中で経営者として判断をしなきゃいけないというふうに考えておりますので、とにかく値上げやむなしというようなことを我々が先に口走ってしまうような体制だと審議会の人に失礼ですから、そういうふうにならないように、我々としては最後まで努力してまいりたいというふうに考えています。以上です。

4 番 中津川

ありがとうございました。まずはやるべきことをやってからというお答えだったというふうに思います。今後、いずれかは料金の改定もあると思うんですけども、老朽化した水道施設がですね、機能を失うと、水道水が供給されずにですね、生活に著しく支障を来します。改定の際にはですね、全国的に安い、安価なですね、水道料金であることや、その老朽化した施設整備の必要性、これをですね、町民の皆さんに納得するよう、丁寧なですね、説明をぜひお願いしたいと思います。

最後にですね、町民の快適な生活を支え、いつでも安心して飲める水の安定

供給には収支のバランスを見据えた経営の健全化が不可欠ですので、水道事業 運営審議会の答申を踏まえですね、早急に施設規模とか水道料金の適正化にで すね、取り組んでいただけますようお願いして、私の一般質問を終わりとさせ ていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第1号、中津川定雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。10時25分から再開します。 (10時08分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時25分)

引き続き一般質問を行います。受付番号第2号、秋田谷光彦君の一般質問を 許します。登壇願います。

5 番 秋 田 谷 それでは、議長のお許しをいただきまして一般質問させていただきます。受 付番号第2号、質問議員、第5番 秋田谷光彦。件名、西平畑公園の設備の今 後について。

要旨。西平畑公園の遊具など、設備について質問をさせていただきます。

太陽のすべり台はブルーシートをかけられ、桜まつりの際には御来園の皆様にも、景観的にも誠に残念な状況でした。ふるさと鉄道も動力の故障や脱線など、設備の老朽化が進み、設置年数からも一大改修が必要かと思われます。先人が松田町の観光立町の出発点の一つとして始められた事業と私は理解しておりますが、先人の思いを継承し、現在進行中の駅前再開発とともに、観光立町としての松田町を創造していくべきだと考えます。

そこで質問させていただきます。

- (1) ふるさと鉄道の現状と今後について。
- (2)太陽のすべり台の改修と今後について。

よろしくお願いいたします。

町 長 秋田谷議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、西平畑公園は昭和63年に当時の建設省から生涯学習村のモデル地区の 指定を受け、生涯学習村構想から始まり、その後、松田山全山公園化事業とし て西平畑公園の各施設を整備したもので、平成5年7月に創造と文化の拠点と して子どもの館を開館、令和6年6月に自然館を開館いたしております。翌年 の…あ、平成ですね。すみません。平成7年3月に太陽のすべり台、同年10月に蒸気機関車のミニSLであるふるさと鉄道が全面開通いたしております。さらに、平成8年4月には、電気動力の小田急ミニロマンスカーの車両の導入をされております。

ふるさと鉄道の設備に当たりましては、坂道と延長1,100メートルという立地を活用するため、乗っていただく方の安全を第一に考え、スイッチバックやループ線を取り入れ、ミニSLも馬力を大きくするために実物の6分の1の大きさとしております。また並行して、平成7年度から農業環境総合整備事業として、国・県の補助を受け、ハーブ園の整備を開始し、平成8年、9年度にはハーブガーデンの中心施設としてハーブ館を建設しております。

このように、全山公園化を目指し整備した施設は、近隣施設や寄地区の施設との連携を図りつつ、観光拠点として整備した公園内の施設とともに、都市農園交流事業の推進を基調に、農業環境の創出など、松田町の活性化を図るためのものでもございました。

さて、議員の御質問の1点目のふるさと鉄道の現状について申し上げます。 現在、線路の不備を修繕しており、本年7月をめどに完了させた後に、安全が確認できれば運行を再開する予定でございます。ふるさと鉄道を走る車両でございますが、蒸気機関車ミニSLが1台、ロマンスカータイプが1台、ロケット号タイプが1台の計3台を保有しております。いずれの車両も導入から約30年近くなるため、修繕をする際の部品の調達が安易にできず、直るまでに時間を要している状況でもございます。今後ふるさと鉄道ファンの皆様方のためにも、引き続きメンテナンスを行いながら運行を継続してまいりたいと考えております。

次に2点目の太陽のすべり台についてでございます。右側がステンレス滑り台、左側がローラー滑り台となっており、特に桜まつり期間中では桜のトンネルをくぐることができるなど、大変人気のある施設でありましたが、設置後29年を経過し、老朽化に伴い、令和5年4月の業者点検において、左側のローラー滑り台のローラーを取り替える必要性を指摘されております。滑り台を改修

する場合には、現在ローラーの取替え対応ができるメーカーがなくなってしまい、在庫や代替品もない状況であるため、改修するには多額の費用がかかると点検業者から伺っております。西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者からは、来園される子供たちのために、太陽のすべり台で遊んでいただきたく、改修したいとの意向をいただいております。町といたしましては、指定管理者の意向も尊重した中で、安全性などの課題の解消と、改修費用の確保を見込めれば指定管理者と共同で修繕したいと考えておりますが、課題の解決ができない場合は、残念ですが撤去も考えなければなりません。

ところで、現在指定管理者ならではの民間活力を全力で発揮され、町の負担がない中でハーブガーデンの花の植え替えや園内歩道をリニューアルされております。町といたしましても、西平畑公園は先人の皆様方の思いが詰まった公園でもありますし、観光立町を目指す当町のシンボル的存在でもあるとともに、町民の憩いの場であることを再認識し、ボランティアなどの多くの方々に参画していただくことで、みんなで盛り上がる公園となるよう、町民、指定管理者とともに取り組んでまいりたいと考えていますので、引き続き御理解、御協力のほど、何とぞよろしくお願いを申し上げます。以上です。

5 番 秋田谷

どうもありがとうございました。ふるさと鉄道は修繕ということでございまして、もう走らなくなるのかなと思って、本当に心配しておりました。また子供たちが乗るように改修・改善をしていただきたいと思いますけれども、ふるさと鉄道はおよそ30年たっておりますよね。利使用年数からいって、修理・修繕ではなくですね、新しい車両を買い替えたらいかがと思います。千葉県の山武市にある蓮沼海浜公園に、日本一距離が長い、2.1キロだそうですけれども、そこでSLや新幹線などの新型ミニ車両が活躍しているそうですが、そちらのほうを参考にして、新しい動力車両を購入されたらいかがでしょうか。修理・修繕も相当な金額がかかると思いますので、ここで思い切って新しい車両を買い替えたらいかがでしょうかと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

観光経済課長

松田町のふるさと鉄道は、現在設置している地形、坂道と延長に合わせて整備をいたしたものでございます。このため、車両の買い替えを行うと現在の線

路に合う車両としなければなりません。また、買い替える車両に合わせて線路 の敷き直し、場合によっては必要となる場合がございます。

先ほどの御提案の千葉県の類似施設でございますが、私、調べました。通常公園内の平地で走行するために製造した車両でございました。ということで、松田町と地形が違うようなところでございますが、聞き取りをした結果、動力の頭の部分で300万円、客車5両で500万円から600万円かかったということでございました。ただし、聞き取りした施設は、車両は松田町が9インチに対しまして、そこの千葉県の類似施設は7.5インチといったものでございました。また客車は、松田町は動力、頭の部分ですね、モーターを積んでいるのに対しまして、全て松田町、客車にも動力を積んでるんですが、千葉県の類似施設は平地ということでございまして、動力は頭の部分だけ積んでるというものでございました。したがいまして、松田町の条件で車両を購入する場合は類似施設よりも高額になると考えられます。様々…これまで故障とかしておりましたが、そういった状況も鑑みながら今後は考えていきたいと思っております。以上です。

5 番 秋 田 谷 ありがとうございました。大変規格の問題がありますので、なかなか難しい 問題があると思います。

また、滑り台。滑り台のほうも、いろいろ私も業者とかいろいろ話を聞いて調べてみましたけれども、やっぱり安全の面、あるいは資金の面からいっても、大変なことは私も理解しているつもりでございます。何とか修理をいたしまして、子供たちが楽しめるような状態に戻してもらえればいいかなとは思いますが、なかなか難しいことが控えておるということは理解しております。

しかし、遊具のない公園はあまりにも味気ないという限りで、昨今の税収減 少で限られた予算の中ではございますけれども、それほど大がかりな遊具では なく、例えばシーソーだとかジャングルジムなど、比較的安価な遊具をあちこ ちに設置・配置するというのも一案かなと私は考えております。

また、先ほどから資金調達のこと、予算のこともありますけれども、私もちょっと調べてみましたら、今ふるさと納税型クラウドファンディングというの

がありまして、これはガバメントクラウドファンディングというそうなんですが、私も横文字には弱いんで、ちょっとよく分かりませんけども。これはふるさと納税と違いまして、返礼品は必要なく、活動報告や感謝メール、感謝の手紙などが納税者のリターンと聞いております。これらを利用するのもいいかと思いますが、いかがでしょうか。御感想をお聞かせくださいませ。

観光経済課長

御提案のとおり、ガバメントクラウドファンディング、松田小学校建設の際もそういったものを利用して資金を調達というか、御寄附を頂いたものもございます。大きな遊具でございます。また、御提案のありました、子供が楽しんで遊べる小さな遊具、シーソーでもいいということでございますので、そういった公園づくりに対しまして、そういった寄附金も考えてまいりたいと思っています。

5 番 秋 田 谷 ぜひともそういう公園にしていただくようにお願いをいたします。ありがと うございます。

それで、最後というか、いまひとつ西平畑公園で私がとても心配していることがございまして、私もいろんな、菜の花というか、いろいろな問題で西平畑公園に上る回数が多いんですけれども、1年以上たつんでしょうか、ウッドデッキのことなんですけれども、ハーブ館の真下にですね、ウッドデッキがいつの間にかできておりまして、何に使うのかなということで見ておりました。しかし、そのうちガードとか手すりがつくのかなと思っておりましたら、先日行ったらまだガードも手すりもついておりません。この間、よく事故が起きなかったのかな、起きなくてよかったなと、胸をなで下ろしていたところでございますが。デッキの前には使用禁止などの張り紙や、簡単なコーンでプラスチックの鎖を張ってありますが、低学年や幼児には理解できるのかなと、できないのかなという感じで私は見ております。また、町外からも幼稚園児や保育園児、二、三十人のグループが頻繁に上ってくるのが、私もちょっと見かけておりまして、親や先生、保育士などが目を離したすきに上ることもありかねないと私は心配しております。デッキには手すりやガードを作るべきではないのかなと。落下したら大人でも命に関わるかなというぐらい高い、危険な高さで、本当に

心配しております。早急に検証されることをお願いしたいんですが、その点に ついてお聞きいたします。

観光経済課長

まず、何に使うのか、何の目的かということでございましたのでお答えします。令和4年度に西平畑公園の観光資源と地域的な優位性を生かしまして、公園の…公園で通年利用による活性化を図るため、キャンプに、キャンプということで、新たな稼げるコンテンツとして検証し、プラン、造成、販売等を含め、補助金を活用して実証事業を展開したものでございました。その際整備したものでございました。御指摘のとおり、手すりがないデッキでございます。危険な状況でございます。手すりを設置しますと転落防止のためにもなりますし、安全性が向上しますので、対策を考えてまいりたいと思っています。以上です。

5 番 秋田谷

長

ありがとうございます。なるべく早く手だてをしていただきたいと思い、やっぱり公園は安心・安全が原点だと思いますので、よろしくお願いいたします。 最後に、来園者のために、子供たちの楽しみを奪わないように、簡単な遊具でもね、いろいろつけていただいて、楽しい公園にしていただくような方向に持っていっていただくように、よろしくお願いいたしまして、ちょっと早いようですけども、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議

以上で受付番号第2号、秋田谷光彦君の一般質問を終わりにします。少しお 待ちください。

受付番号第3号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

- 12番 寺 嶋 それでは一般質問行わせていただきます。第3号、12番議員 寺嶋正。件名、 寄地区の活性化について。
 - 1、寄地区では昨年度から人口減少抑制対策などの取組について協議するため、寄地区活性化協議会が設置されていますが、今後の活性化策についてどのような意見があったのかお伺いいたします。
 - 2、スポーツツーリズムによる新たな誘客に向けて、各種団体や企業等との 連携した取組を伺います。
 - 3、スポーツコミッションは町内のスポーツ施設を有効活用する新たな利用 者の増加策を推進し、地域の経済循環を含めた町の活性化につなげることが目

的だと思いますが、どのような組織で運営していくのか伺います。

第1回目の質問を終わりますが、なお、寄みやま運動広場の人工芝生化について後で再質問させていただきます。よろしくお願いします。

町 長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1つ目の御質問にお答えいたします。寄地区活性化協議会は、寄地域の各種団体や寄小学校、寄地区の公共施設用地の地権者の皆様方を中心に、委員12名により構成され、寄地区の持続可能な地域づくりを推進するため、地域が抱える人口減少等による社会課題の解決や、地域活性化に向けた取組などを協議することを目的に設置された協議会でございます。

寄地区では平成31年末に生徒数の減少による教育的課題が大きくなり、さらには若い世帯の転出が著しいことから、寄中学校を閉校といたしました。その後、3年経過後の令和4年5月に、地域住民の皆様方30名により構成されました、寄地区の幼稚園、学校教育についての検討委員会を設置し、令和5年3月29日に報告書がまとめられ、検討委員会での提言において、寄地区の幼稚園・小学校を存続させることが望ましい。ただし、今後さらに園児・児童数が減少し、子供たちの豊かな学びを保障する観点から、教育上の課題がさらに大きくなった場合や、PTA、地域の方々、地域関係の団体などから要望があった場合には改めて検討も考えるとの結論が出されております。

町はこの提言を重く受け止め、これ以上寄地区における園児・児童の減少による教育環境が悪化することがなく、存続を図るための手段・方法について様々な角度から検討する必要があると判断したため、本協議会を設置いたしました。本協議会は令和5年度に4回の議論を行っていただき、令和6年2月22日には人口約620人の小規模自治体である山梨県の小菅村にも視察に、協議会の皆さんとともに私も同行し、視察等の行政調査を行ってまいりました。

さて、協議会での主な議論の中身でございます。7月27日の第1回目の協議会では、事務局より、寄地区を取り巻く状況を説明し、委員各位に各専門分野での知見に基づき、寄地区が抱える地域課題について、制限を設けず、自由に意見交換をされております。

次に、8月31日に、第2回目の会議では、初回会議で出た意見を各項目に分類し、補足意見を受け付け、課題を網羅的に把握し、その後、会議にて重点的に協議を行う必要性がある項目について委員全体で共有を図っていただきました。

12月1日に、第3回目の協議会では、特に寄…特に地域活性化について活発な議論がされ、地域の拠点として寄自然休養村管理センターの活用が必要ではないかという意見も出されております。

12月20日…あ、ごめんなさい。2月20日に小菅村へ視察へ行った後、3月22日の第4回の協議会では、まとめとして人口減少対策及び地域活性化について議論されました。その内容では、まず小菅村視察後の御意見として、町営住宅の建設や親子留学の受入れなど、さらには、令和6年度の寄地区に関する町の事業に対する説明等を行いました。その後、人口減少対策として、移住・定住の関心層に対する寄地区との接点を増やすことが重要であるとの御意見や、住居の確保に関しては、地域内に点在する空き家等の活用、お試し住宅やお試し入学などの御意見、また、地域活性化に関する議論につきましては、寄地域内では自然環境を含め、豊富な観光資源が点在しておりますが、施設の更新時期を迎えるものも多数あることから、寄自然休養村管理センターを含めて、現在の利用ニーズに合った施設の改修や人材確保をするべきであるなどの御意見もいただいたところでもございます。

続きまして、2つ目の御質問にお答えいたします。スポーツツーリズムとは、スポーツを通じて新しい旅行の魅力をつくり出し、地域の観光資源と組み合わせることで交流人口の増加、地域経済の活性化等を図る新しい取組の一つでございます。令和5年度は松田町スポーツツーリズム事業において、今後の方針や実行計画などの策定と、実証実験としてフットサルチームを松田町に招聘し、延べ約200人の方に寄地域内において宿泊、アクティビティーを楽しんでいただきました。その際には町内及び周辺地域の競技団体、松田町との包括連携協定を結んだ事業者、地元の宿泊や観光関連事業者等と連携をしております。今後の具体的な取組といたしましては、地域支援、スポーツ、観光を組み合わせ

たイベントやスポーツ大会の開催、選手の保護者の同行を見込んだ観光ツアーの実施、地場産品を使ったアスリート向けの商品開発などを目指すこととしておりますので、その取組に関連する事業に協力してくださる事業者との連携を図ってまいりたいとも考えております。

続いて、3つ目の御質問にお答えをいたします。松田町は令和5年3月にスポーツツーリズムを推進することを目的に、松田スポーツコミッションを設立いたしております。スポーツコミッションとは、スポーツツーリズムを推進するための中核となる組織でございます。その目的として、町内スポーツ施設を有効に活用することによって、町内外のスポーツ選手や団体、その関係者等を対象として新たな関係人口の誘客を図り、観光事業と併せて推進することでございます。

松田スポーツコミッションの組織構成は、スポーツ関連団体、鉄道事業者、また観光振興に携わる方々などで構成されております。今後はスポーツと観光、それぞれの強みを生かし、町全体の経済の活性化及び新たな雇用を創出し、喫緊の課題である人口減少による町民サービスの低下や教育環境の悪化など、様々な課題解決に寄与するよう取り組んでまいりたいと考えています。以上でございます。

12番 寺 嶋 それでは、再質問を行わせていただきます。寄地区活性化協議会ということで、4回ほど行われております。その中でいろんな意見がありましたが、まずはですね、寄地区自然休養村センターの活用、再整備及び機能拡充が必要ではないかという意見が出されたということでございますが、今後どのように協議していくつもりなのか。具体的にはどういうふうに町として考えているのかお伺いをいたします。

観光経済課長 現在、先んじてみやまの運動広場の整備ということで予定をさせていただきましたが、今後につきましてはスポーツツーリズムの関連事業としまして、管理センターの改修、または建て替え、さらに寄テニスコートの全面張り替え及び増設、駐車場の確保などなど、また、みやま運動広場のナイターのLED化など、そういったものを町として計画立てていたしまして、寄地区の移住・定

住の増加策として行っていく所存でございます。

議 長 いいですか。

参事兼政策推進課長

協議会の中でのですね、御意見ということで、こちらは地域活性化についてということで上がった意見でございます。これは寄地区に点在する観光資源などについて、現在の利用者ニーズに合ったものにリニューアルするということと、そのためには地域内外を結ぶ交流の拠点、いわゆるハブというものをつくっていかなくてはいけないというような意見がありました。そこのハブとして、今後ですね、交流拠点に寄自然休養村管理センターなどを想定していこうという議論がされました。そして今後はですね、このハブにおける役割、またサービス、人材育成なども含めて議論をしていこうということで終わっております。以上です。

12番 寺 嶋

自然休養村管理センター、みやまの里ですけども、これは寄地区ではスポーツも入れまして中核になるというような施設ということですが、今後ですね、スポーツツーリズムも絡むと思いますけども、やっぱり、ただ、考え方としてはね、やっぱり交流人口が増えてね、それなりに各施設、宿泊施設とか観光スポット、こういうところにやっぱりお客さんがね、来訪者がたくさん来られて、じゃあ、管理センターがね、手狭だとか、いろいろもっと使い勝手がいいようにしようとか、将来的にはそういうようなことも含めた検討課題になると思いますけども、今すぐということではないと思うんですが、その辺の考え方、再度お伺いをいたします。

観光経済課長

管理センターにつきましては、将来的でございますが、現状としましてはこれまでどおり運営してまいりますが、デジタル利用の誘客システムの構築を目指していきたいと考えております。その内容につきましては、地域内の多様な、今御質問のとおり、多様な観光コンテンツの提供がばらばらで、常に行政が仲介に入るような状況でございます。予約受付を含めまして、ワンストップでの仕組みがございません。また、PRが弱く、地域のポテンシャルを生かし切れてない現状もございます。そのため、予約から決済までを一括管理して実施できるサイトの構築及びその運用を地域内の核となる団体が担うことで、情報の

一元化によるワンストップサービスを提供するということを考えております。 また、サイトの運用によりましてPR活動の強化を図り、経済の循環を生み出 す仕組みを構築するものでございます。

12番 寺 嶋 その辺は分かりました。次にですね、活性化ということで、この協議会の意見として、人口減少対策として定住…移住・定住のその関心層に対し、寄地区との接点を増やすことの重要性の意見、あるいは住宅の確保に関しては、地区内に点在する空き家等の活用、お試し住宅やお試し入学などの意見もあったということであります。

この議論、活性化の議論については、次に地域活性化に関する議論について、 寄地区内では自然環境を含め豊富な観光資源が点在しておりますが、施設の… あ、これ先ほど言いましたけれども、こういう施設更新も含めてですね、今後 ですね、この、具体的にどのように協議していくのかお伺いします。

それから、この…に関しての、町の方策、施策、このことについて何かお考 えがありましたらお伺いをいたします。

参事兼政策推進課長

まず1つ目の人口減少対策というところで、まず寄地区の人口減少に伴いですね、このコミュニティーの機能の低下に歯止めをかけていこうという話が出ておりました。そうした中ですね、寄地区にまず来て、そしてですね、住んでよかったと思うような情報を積極的に発信しようというような意見の議論をさせていただいたところでございます。そして、その移住関心層の方々と寄地区の接点、これはですね、様々な移住事業や交流事業、また関係人口の創出事業なども継続的に実施をしております。そうした中で先ほどの空き家の活用。この空き家の活用につきましては、既存ですね、令和5年度から空き家の改修、あるいは解体という新たな制度を設けてですね、幅広く利用者が増えるというような形の取組も進めているというところで情報共有させていただき、そのほかですね、子育てしやすい環境の整備が重要であると。いわゆる保育などという意見もございました。この辺も含めてですね、この意見を町のほうでですね、今後の予算編成の上でですね、どのようにしていくかと。いろんな優先順位もございますので、その辺で今後進めていきたいというふうに考えております。

最終的な特色ある教育環境の整備がこの移住・定住には必要であるというところで、現在も進めております教育の、寄地区での英語教育の普及やスポーツに対する移住・定住というところも継続して進めていこうという形で回答をさせていただいております。以上です。

12番 寺 嶋 ありがとうございました。活性化の件で引き続きやります。こんな質問をさせていただきますが。この寄地域の資源の最大活用、活用して地域の魅力を高めることを目指すのも協議会の中の一環だと思いますけれども、観光資源のさらなる活用について、各観光資源、それから観光スポットというか、そういう言われるところについて、現在…現在って協議会でもね、例えばドッグランとかマス釣り場、古民家とかいろんなありますけれども、こういうところの、あとうみかぜFARMER'Sって、ワーケーション的なところも含めてですね、活用の状況、それから改善策というんですか、このようなことは協議されてるのか。あとは、新たな観光資源の創出による活性化については意見が出されているのか、あるいは協議されているのか。さらには地場産品の開発と人材育成等の、そういう…に関してはどのように考えているのか、ちょっと多岐にわた

っておりますが、その辺についてお伺いをいたします。

参事兼政策推進課長

まず観光のスポットというところではですね、4回の中の議論としまして、 既存の寄地域の自然、山、川、これがいわゆる公園であるというような観点からですね、そういうところがやっぱり子供たちに遊べる環境をつくっていこう、 それが教育にどのように結びつけるのかとか、そういうところに発展していこうというところの議論はされたところでございます。

そして、公園というのがございましたので、いわゆる公園がやっぱり必要であると。子供たちが遊ぶ公園が必要であるという課題もありました。それはですね、中ではですね、公園を造ったほうがいいよというような議論ではなくてですね、今ある地域資源、観光スポット、これをですね、やっぱり子供たちと一緒に連携をしながらですね、取り組んでいく必要があるんではないかというところで進んでいました。

また、地場産品につきましてはですね、大きな協議はなかったんですが、い

わゆる地場ということで、地域資源の、ドッグランの話もございましたので、 その辺は今後も継続的に管理センター、ハブとしてですね、様々展開をしてい こうというような議論と話が出たところでございます。

そしてですね、ワーケーション等々もございます。そういうものの施設もですね、今後更新を迎えるというところがございましたので、その辺をしっかり整備をしていこうというところの意見がございました。以上です。

12番 寺 嶋 それでは、2点目のスポーツツーリズムについて、各種団体との、企業との連携した取組などについてお伺いします。スポーツツーリズム、5年度は事業としては実証実験、フットサルチームを松田に呼ぶとかで延べ200人の方が来てね、宿泊やアクティビティーを楽しんでいただいたということなんですけども、じゃあ、この実際スポーツの…スポーツのですね、団体、このスポーツ団体などは、あとスポーツ団体、それから松田町と包括連携協定事業者、例えばフットサル、湘南ベルマーレフットサルクラブとかあると思うんですけども、そういう、チームとしてはどのぐらいの方がね、この実証実験で来て、使用していただいているのかお伺いをします。

それからですね、スポーツ…スポーツツーリズムとして、今後ですね、イベントや合宿の誘致を行うということだと思うんですけども、実際、今後ですね、どのような方々、地元ではサッカークラブやフットサル同好会などあります。 それから近年では小学生の団体やシニア世代、女子スポーツ団体等の利用団体もいると思うんですけども、参加の現状と、今後ですね、どういう団体に呼びかけてスポーツツーリズムをね、推進していかれるのか、その辺の考え方についてお伺いをいたします。

教育課長 それでは、まずスポーツツーリズムの実績というところでお話をさせていただきたいと思います。昨年度、令和5年度のですね、12月から3月にかけて、計5回の誘致をいたしました。実績といたしましては、宿泊でですね、9団体の方が寄地区にいらっしゃっていただいたというふうに報告を受けております。実績としては、町長答弁にもございましたけれども、約200人というところで、その200人の宿泊の実績がございます。また、そのほかに、やはり飲食であっ

たり、これはちょっとバス会社までは、移動手段としてですね、バスを使って おりますので、そこの部分の、貸切バスとかですね、そういったものを利用し ているというふうに聞いております。

参加の現状といたしましては、このチームはですね、全て少年・少女というんですかね、たちの参加というところで報告を受けております。また、今後どのようなツテというか、を使って誘客とかを図っていくのかというのは、町長答弁にもございましたとおり、その包括連携の相手先などとですね、協力をしながら、そういったところのパイプを使ってスポーツツーリズムの活性化というか、につなげていこうというふうに今のところ考えております。以上です。

- 12番 寺 嶋 それでは、スポーツツーリズムによる経済効果の見込みとして、大会、今後、年にどのぐらいの、サッカーとかフットサル等のね、大会、どのぐらいやられるのか。それから集客ですね。あとは、先ほど言ったように、今後ですね、大会とか練習試合等で何チームぐらいが今後ね…のところに働きをかけて推進をされるのか。あるいは営業日ですね。年間の営業日の見込み、それから全体の経済効果の見込みということでお伺いをいたします。
- 教育課長 それではお答えをいたします。あくまでも令和5年度に行った実証実験の結果を基に試算した数字でございます。1チームですね、30人と仮定いたしまして、寄地区3施設を想定しておりまして、それが2チーム当たりますので、それを10大会やったとして、約1,800人の集客を見込んでおります。これが宿泊です。それとあと、日帰りの場合ですね、さらにそこに1,500人ぐらいの人数を想定をして、経済効果として見込んでおります。年間10大会ですね、7月、8月の暑い時期は除いて、そういった時期を除いて、月1大会で仮定をしております。おおよそなんですけれども、飲食ですとか施設利用とかですね、ナイターとか、あといろいろ雑費ですね。を大まかに計算すると約1,950万程度ではないかというふうな試算を担当のほうではしております。以上です。
- 12番 寺 嶋 ありがとうございました。おおよそ。これは地域でもね、説明があってね、 後で詳しいのはね、一部の方もね、地域説明会に出た人はこれは知ってると思 いますけども、大体一応分かりました。

それでですね、肝心なのはスポーツツーリズムによってね、関係人口が増えて、地域の活性化、経済活性化見込まれるということなんですけども、ただね、人が来たからって、これがどうやってね、移住・定住に結びつけるのかというところがね、ここは重要だと思うんですよ。その辺の考え方についてね、お伺いをいたします。

町

残りの10分切っちゃったしね。寺嶋議員にまず理解をしてもらわなきゃいけ 長 ないのは、関係人口というものの理解をすれば、これ関係人口自体が観光でお 客さんを寄ってくるだけではなくて、スポーツをやってる人たちも、新しくで すよ、新しくスポーツをやっているような方々も関係人口の一人として来ても らう。そこで、今、定住…全国どこでもという表現になっちゃうかもしれませ んけども、まずは関係人口をしっかりと知って、要は来町してもらうとか、ね、 松田町を知ってもらうとか、各自治体を知ってもらうところから入ってますか ら、ね。これで関係人口としてスポーツ人口、スポーツの方々が来てるから、 この人たちが定住化につながるかな、何とかという話になると、もともと関係 人口から定住人口という言葉を使っちゃいけない人の発想だと思うんですね。 ですから、まずそこの部分はしっかりと理解をしていただきたいと思ってます。 それに、その関係人口で人を増やしていこう、人口増加していこうというと、 幾つか観点があると思ってます。その一つは、やはりこの地域を知っていただ いて、あ、この地域の魅力を感じていただくことによって、いや、ここに住み たいなと思う方々もいらっしゃると思いますし、それにまず気づきというのが 入ってしまえば、そこから子育て世代であれば学校がどこにあるのかなとか、 幼稚園とか預かれるのかなとか、支援ってどんなことかなって始まると思いま す。これが今度高齢者とか、要は、何ですか、仕事してる人たちからすると通 勤がどうなのかなとか始まったり、次は、高齢者になってくると、そこでの生 活で不便がないかなというようなこととかって、いろんなカテゴリー分けして やっていくのが次の段階だと思うんですね。あとは、そういった方々もいらっ しゃいますし、そこにお客さんがたくさん来てるんなら、ひとつ商売にもなる

かも分からないなというような格好の中で、じゃあ移住をして、そこで商売を

してみようかなとかという方々もいらっしゃると思います。

いずれにしろ、そういったきっかけになるようなこととしてのこのスポーツ ツーリズム、もしかしたらスポーツでの地域の活性化ということに…というイ メージを持ちながら、皆さん方に御提案しながら進めている事業であるという ことで御承知ください。以上です。

12番 寺 嶋 それでは、これで最後にしたいと思いますが、このスポーツコミッションですか。スポーツコミッションということですけども、スポーツコミッションということで、スポーツ団体や主催者が大会時に会場や参加者の宿泊場所を手配する際に、ワンストップでの対応するサービスの窓口ということだと思うんですけども、このスポーツと観光事業を通じて地域活性化に寄与する組織なんですけどもね、これは関係団体というのは回答でありましたけども、実際ワンストップサービスの窓口なんですけどもね、企画、これ公設でやられるのか、あるいは団体に委託するのかと。先ほどみやまの里というんですか、ここをハブにしたいということがありましたけども、そこをね、受付等も含めて強化していくのか。あるいは観光協会とかね、そういう法人、NPO法人、こういうところに委託していくのかというところをですね、ちょっと分からないものです

から、その辺についてお伺いをいたします。

あと時間がないので最後にですね、このみやま運動広場、今度人工芝化されるということで、集客がね、相当増えて経済効果も上がるということなんですけども、このスポーツツーリズムをやるに当たってね、そこのコートといいますか、それだけではね、やっぱりね、足りないと思うんですよ。例えばクラブハウスだとか、トイレが今ね、みやまの運動広場、ちょっと貧弱なものでね。あと更衣室なんかもやっぱりなきゃいけないよねとかって、いろいろあります。それから駐車場ですね。駐車場の問題も、これから検討しなきゃいけない課題だと思うんですよ。ですから、スポーツイベントなどを実施するための附属施設がきちんとやっぱり整備することがね、今後課題になると思うんですが、その辺のことについてお伺いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

町

長

3分間ですね、はい。まず1つ目です。スポーツコミッションについての事業を今後委託に出すのか、直営でやるのかというような御質問にお答えします。今設立してるのは公で設立しておりますけども、細かい事業に関してはやはり民間の方々のやっぱり活力を使ってやっていくのが、物事の進め方も早いですし、柔軟な対応ができるというふうに考えております。なので、そういった受け皿がない場合は行政指導という形になりますけども、なるべく、例えば寄のみやまの里さんで、これから事業的に進めていけるよという人材の確保とか、そういったところがきちっとできた場合には、やっぱり地元の人には、地元の方々にやっぱりお任せしたほうがスムーズに行くかなとは思ってます。それはこれからいろのが1を使っているがあるで、なるべくならばそういうふうにお願いしたいというのが1点目です。

2つ目につきましては、コートの人工芝生化だけでなく、その後付随するも のも必要ではないかというふうなお話をいただきました。ごもっともなことだ と思ってます。手順がありまして、先ほど、ちょっと先に説明、質問があった ような話ですけど、交流人口というのがまず増えて、増えてからいろんなもの をやるべきじゃないかという御質問のような趣旨があったような気もしました けども、それも当然承知してます。ただ、それだけではなくて、管理センター が改修工事をするようなことになった場合には、クラブハウスとも並行しなが らやっていったりしなきゃいけないし、そこにトイレ、更衣室というのもリニ ューアルしなきゃいけないかなと思ってます。その上では、当然ですけども、 うちの財源だけでは難しいので、デジ田の補助金を取りにいくなりしながら、 感覚ですけど、寄、行き止まりですけどもね、道の駅風だとかということで、 それでもお客さんが来てもらえるようなことやらなきゃいけないというふうに 考えています。ですので、昨今のほかにもいろんな諸事由があって、とにかく 寄の方々には、私の言い方からすると、定住…定住も必要ですけど、消費して くれる方々も必要ですので、そういった方々を呼び込めるように今後も進めて まいりたいというふうに考えています。以上です。

12番 寺 嶋 ありがとうございました。これで終わります。

議 長 以上で受付番号第3号、寺嶋正君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。なお、休憩中に昼食を取っていただき、午後は1時より再開いたします。 (11時23分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。

(13時00分)

引き続き一般質問を行います。受付番号第4号、井上栄一君の一般質問を許 します。登壇願います。

9 番 井 上 それでは議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。受付 番号第4号、質問議員、第9番 井上栄一。件名、新松田駅周辺整備における 駅前広場整備事業及び新モビリティサービス推進事業バス購入について。

要旨。1、駅周辺整備再開発事業の都市計画決定に向けた手続の開始が9月をめどとして進められていますが、駅前広場整備の具体像がいまだ示されていません。どのような構想で駅前広場整備を推進されるのかお伺いいたします。

2、令和6年度当初予算の新モビリティサービス推進事業3,913万円のうち、 オンデマンドバス車両購入費として1,300万円が計上をされています。「さら なる」と書いてありますが、これは削除でお願いをいたします。車両購入に係 る町の財政負担についてお伺いをします。よろしくお願いをいたします。

町 長 井上議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず1つ目の駅前広場整備事業について、どのような構想かについてお答えをいたします。平成31年3月に策定いたしました新松田駅周辺整備基本構想・基本計画に基づき、駅前広場整備についても同様の構想にて全ての工程を進め、推進しているところでもございます。

全体事業の現状といたしましては、令和5年5月に市街地再開発準備組合が設立され、令和6年3月に事業協力者として株式会社マリモが決定するなど、令和6年度末の都市計画決定を目指して取り組んでいるところでございます。この再開発事業においては、町道区域として整備する駅前広場は、道路管理者である町が維持管理していくこととなりますが、平成27年のまちづくり協議会の設立以降、様々な場を通じて町民の方々から頂戴いたしました御意見等の中

で、足柄上地区の玄関口としてのにぎわいや、活力を生み出すまちづくりを将来像に掲げている視点なども勘案し、整備案の検討調整を図ってまいりました。本年度、都市計画法の手続を開始するまでには、地権者の方々へその内容を御説明し、合意を得ていく必要があるため、今後準備組合においても総会や説明会、さらには事業の進捗等について町民向けの説明会を予定をしております。つきましては、駅前広場の具体的な全体像につきましても、地権者合意を得た後、都市計画決定の手続を開始前にお示しできるものと考えておりますので、前回の議会での回答と同様に、令和6年10月頃となる予定としております。その際には、改めて議会、町民の皆さん方にお示ししたいと考えております。

2つ目の御質問にお答えをいたします。今年度は実証運行2年目の年でありますが、1年目の結果を踏まえた上で、より持続可能な事業となるよう、運行計画や乗車運賃について、実情に合わせて改定するとともに、住民ニーズを踏まえたさらなる利便性の向上に向け、キャッシュレス化の推進や運行エリアの拡大を行い、実証運行を継続してまいります。

さて、昨年度は町は実証運行の実施主体であります一般社団法人への委託費の中で、リースによる車両調達を行っていただきましたが、本年度は最終的な目標であります本格運行を見据え、町の財産として取得することを目的に、計2台分の車両購入を予定しております。町で取得した車両につきましては、町と運行事業者の間で貸借に対する契約を締結し、その中で昨年度の実証運行と同様、デマンドバスとして運行するために必要となる費用につきましては、原則各運行事業者、もしくは実証運行の実施主体であります一般社団法人の負担において実施していただくため、町の財政負担は生じない仕組みを考えております。今後も実証運行の期間の中で、本町の様々な主体に合った運行、及び事業運営方法を導き出し、持続可能な事業となるよう法人と連携して取り組んでまいりますので、引き続き多くの方々に乗って育んでいただくことを併せてお願い、期待しているところでございます。以上です。

9 番 井 上 御答弁ありがとうございました。再質問を行っていきたいと思います。 まず1点目のですね、駅前広場関係でございます。これから行うですね、再 質問の前提といたしまして、次の点についてですね、まず固めていければとい うことでよろしくお願いをしたいと思います。

今の答弁の中にもありましたが、再開発事業の都市計画決定の手続の開始前に、再開発事業の計画全体像を議会及び町民へ示し、それぞれの考え方を事業計画に反映をするということが、以前の一般質問の関わりの中からも、そういった回答があったというふうには思っておりますが、そう理解してよろしいのか。

2点目は、駅周辺整備再開発事業の都市計画決定に向けた手続の開始をですね、令和6年10月に開始したいという回答がございましたが、現時点において10月からですね、手続の開始を検討調整をし延期をするということで、これをですね、ずらしていくことというのは可能なのか。それとも、その次の手続等があって、この令和6年10月というのはどうしてもですね、ここで都市計画決定に向けた手続を開始しないといけないのか。その点があればですね、最初に1回目の再質問の中で固めていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まちづくり課長

2点頂きましたので、まず1点目からでございます。議員おっしゃるようにですね、今後住民の方々への説明という機会は設けてまいります。これは法定で申しますと、都市計画法の手続になりますが、この中で法定の説明会、これもするように定められておるところです。つきましては、この法定の手続にのっとった説明会をさせていただくと。その中で、当然都市計画決定といった内容がですね、全て建物、配置含めたぎんがりした形になってるかというと、そういうところではございません。各種、例えば駅前広場等もですね、様々な法令に縛られる中で決めていかなければいけないところが当然ございますが、そういった部分でですね、当然許す限り可能な範囲というところをやっぱり皆さんの御意見を踏まえて、変えられる部分というのがありましたら、当然そこは検討をさせていただくということかと理解をしております。

2点目の、10月から都市計画手続を開始できるかの、まず前提ということで ございますけども、この手続開始の本当前提というのがですね、準備組合、今、 再開発事業の区域における合意が、合意形成がやはり図られているということが非常に重要となってまいります。今現在、ディベロッパーさんが決まってですね、より施設の計画、配置計画含めて様々なことを協議をさせていただいておりますけれども、この内容というのをこれから再開発の準備組合、これを6月の16かな、また総会の場で現状の御報告をさせていただこうと考えております。またですね、7月に入りましたら、こちら広報のほうも御覧になったかもしれませんけども、住民の皆様にもですね、今の現状の報告と検討の状況というところを御説明したいと、このように考えております。こういったことを踏まえて、今、進めているというところでございます。

御懸念されているですね、10月に本当に間に合わなければいけないのかとい うことに関しましては、再開発事業、やはり費用面、国・県の補助、これが非 常に大きい要素となってまいります。先ほど申したのは事業としての合意性と か、そういう話なんですけども、もう1点という観点では当然大きい費用とな りますので、国・県の補助、これが非常に大事な要素でございます。こちらに ついては、国等の今、ヒアリングをいろいろさせていただく中で、令和7年度 からのですね、今現在組んでいる工程というのをベースに御相談をさせていた だいております。つきましては、この工程にのっとってやっていくためには、 今、掲げているスケジュール、これを何とか守っていきたいということでござ います。ただ、国とのヒアリングの中で様々な事情があるでしょうと。そうい った中でですね、お酌み取り頂けるような理由、状況ということがあれば、確 約は当然できないんですけども、延期ということも、延期というのは、少し時 期がずれるという可能性もまるっきり捨てきれる事業ではありませんので、そ こは両面で御相談を今、申し上げているところです。確定的には申せませんけ ども、今現在は我々は当然この目標に従って進めていると。ただ、仮に延期と なった場合でも事情、状況、説明の理由ですね、こういったものによっては可 能性があると、このように御理解いただければと思います。

9 番 井 上 ありがとうございました。1点目のほうはですね、都計、都市計画決定の手 続の中でもね、そういった住民説明会は設けることになってると。できる限り はその反映はしていきたいと。2点目のほうは、国・県の補助金は、現在は令和7年度開始というベースの中で、令和6年10月を手続の開始としたいと、その辺は絶対ではないというふうな回答だと思います。

それらを受けましてですね、また再質問をさせていただきますが、駅周辺整備基本構想・基本計画が策定をされまして、この趣旨はですね、駅利用者の安全・安心の確保、定住促進、交流人口の増加に向けて、駅前広場、アクセス道路を整理する目的だというふうにうたわれています。ではですね、この令和6年10月をめどとする再開発事業の都市計画決定の手続開始におけるですね、駅前広場の事業計画、整備構想、これは前から何回も言っていますが、やはり町民のですね、一大事業、重要事業であると思います。これらは絶対にですね、町民の方への説明で、それらの意見を反映をしたものであり、町民の理解が得て進められるというふうな前提で、前提の中で進められるべきだというふうに考えています。現在のですね、この駅前、駅周辺整備、都市計画決定に向けた手続が10月以降に開始をということであると、町のですね、現在の駅前広場整備なりですね、再開発事業に対する対応状況は、先ほど町長の答弁の中でですね、マリモがですね、デベロッパーに決定をしたという回答がありましたが、町の中での対応状況はどの程度進んでいるのかをお伺いをしたいと思います。

また、以前のですね、一般質問、私の一般質問の中で、駅前広場についてはですね、以前県警との協議が進んでいるというふうな説明があったと思います。駅前広場の状況をどのようなですね、構想とか計画、基本構想・基本計画の中のイラストがありましたが、そういった現状の図面だけで、基本構想・基本計画の中で示された図面、イラストで警察協議を進められているのかどうなのか。また、現在そんな基本構想・基本計画の概要の中にあったイラストじゃないよということであればですね、駅前広場の警察協議の中で示されている図面やですね、駅前広場構想はどういうものなのか。具体的なものでないと、警察協議等は進められていないのではないかなというふうに私は思いますが、ぜひですね、こういった具体的な図面、構想があればですね、令和6年10月をめどとする都市計画決定の開始の前にですね、ぜひ町民、議会へと示されてですね、少

なくともそういった警察協議の中でどういうふうな駅前広場になるのかという ことの回答、町民からのですね、意見、様々な意見が出てくるのではないか、 議会からもですね、意見が出てくるのではないかと想像をしますので、それら についてですね、どういうふうな状況なのか御説明をお願いをいたします。

まちづくり課長

ただいまの御質問も、大きく分けて2点かと思います。まず1点目のですね、広場に関しての現状調整の状況というところかなということかと思います。 2点目が県警の、県の警察との協議の関係なので、ちょっとそこを除いたお話を1点目でさせていただきます。

まず、この広場に関して議員おっしゃられるようにですね、基本構想・基本 計画、これは町民の御意見が詰まった構想・計画でございます。その中で、駅 前広場に求められる機能、こちらについても記載をさせていただいて整理をし ているものでございます。これにのっとって、駅広の内容というのを当然町と してもさらに詳細な整理をしてきているということでございます。

詳細な整理をするに当たりましては、当然様々な関係者、例えば駅前広場を使っていらっしゃる交通事業者、バスやタクシーもそうですね。町民の方々の意見以外にもこういった方々にもいろいろ御相談を申し上げてます。御相談と申し上げるのが、いわゆる駅前広場、交通の広場としての規格・基準、これが警察、道路交通法の中で定められておりますので、これにのっとった絵というものをどうしてもしっかり整理していかなければなりません。これは安全面という意味ではまさにそのとおりでございます。プラスして、事業を営んでいらっしゃる、今言ったほかの交通事業者の方々にもいろいろお声がけというか、調整をしながらですね、その絵を取りまとめてきているというところでございます。また、今、事業協力者さんがですね、決まった中でも、この駅前広場の考え方というのをお示ししながらどうでしょうと、全体の配置計画としてもこの駅前広場はどうでしょうということを、当然御相談を申し上げているところですね、非常に今までと違って安全面と、駅前の価値を向上させるような形じゃないかというような評価は頂戴しております。さらにそういった話を踏まえて、再開発事業の当然区域の中に造る駅前広場ですから、準備組合のですね、

再開発準備組合の理事会の中でもこの駅前広場というものについて、全体の配置計画と併せてですね、今、熱心に議論を重ねていただいている真っ最中でございます。というのが1点目でございます。

2点目でございますけども、警察協議のほうの内容というのがどういったことかということです。先ほど触れましたけれども、交通管理者、安全面を含めてしっかりと様々な基準がある中で審査をしていただいております。これは都市計画決定前であるということを前提に、県の警察のほうの協議をしています。と申しますのが、今までイメージと、町としてこのような形がいいというところはありますけども、都市計画決定前には県の警察の協議が済んでないといけないんですね。そうしますと、県の警察のほうには、今、こういう形でどうでしょうと。安全面を含めて法的な基準でどうでしょうと、都市計画決定後には、当然また都市計画決定のときには内容がまた少し変わってきますけども、一度この形でいかがでしょうという協議を何回も重ねてまいりました。その結果としては、今現在県のほうからオーケーを頂いております。おりますけども、先ほど申し上げたとおり、これからさらに具体な配置計画を含めたものを今、協議もしておりますので、この内容というのが最終的に反映されたものを改めて神奈川県の、県警のほうに御協議をさせていただくという段取りが必要となります。

こういった内容をですね、議会の皆様、町民の皆様にどのタイミングでお示しするかという点につきましては、今現在まさに協議を重ねている、理事会の中でも最中でございます。その中でですね、先ほど法定のお話もさせていただいたんですけども、また理事会とかでの御理解が得られれば、またその熟度を含めてよくよく検討しますけども、でき得ればですね、7月に行う住民説明会、これに先立ってですね、今、検討してる案だと、県警さんとのある程度協議を調整してやっているところだというところを踏まえて見ていただけるのであれば御提示してですね、御説明ができるのかなというふうに考えております。以上です。

9 番 井 上 詳細な回答をありがとうございました。そうしますとですね、駅前広場の機

能とかですね、図面というのは、今現在ではもう出来上がっていると。それら をどのタイミングで開示ができるかというのは、7月の住民説明会があります ので、その前には提示をしていきたいという回答だということで理解をさせて いただきます。

再質問でですね、3点目になりますが、駅前広場整備のですね、関連事業と して、駅周辺整備の基本構想・基本計画の中で町がですね、挙げておられまし た南北自由通路・橋上駅舎整備とですね、それらを連絡をするペデストリアン デッキについてですね、これは再開発事業をですね、都市計画決定する上で、 あと先ほどの駅前広場のもう機能的構想、図面的にも出来上がっているという ことであると、駅前広場がもう町のほうではですね、どのような駅前の計画構 想が具体化されているというふうに理解をするわけですが、これらにはですね、 やはり南北自由通路・橋上駅舎はですね、これは小田急との協議を経て、通常 の考え方ですと県のほうへですね、都市計画決定を開始する前にですね、当然 小田急とのですね、協議が終わってからですね、都市計画決定として県のほう にその手続の開始をされるのではないかなというふうに考えますが、そういっ た部分の南北自由通路・橋上駅舎、橋上駅舎は昨年ですか、何種類かですね、 小田急との委託契約の中で、議会のほうに示されたのを、その何種類もあるう ちの3種類、新宿寄り、現状の位置、あと小田原寄りというふうな3案という のが示されましたが、それらについては小田急との協議が終わっているのか。 また、橋上駅舎とするのかそうでないのか。ペデストリアンデッキはですね、 橋上駅舎とも関連するんですけれども、これはですね、JR東海ともですね… の敷地の中に降りてきて、そこから歩行者がそのデッキをですね、通過すると いうことから、JR東海との協議が必要なのかなというふうに私は思いますが、 それぞれの協議の小田急、JR東海さんとのですね、協議とか交渉の状況はど うなのか、分かればお伺いをいたします。

まちづくり課長

お答えをさせていただきます。まず、南北自由通路また橋上駅舎化、幾つかキーワードは出ましたが、端的に小田急さん、またJRさんとの協議状況でございます。協議は重ねて行っております。小田急さんとも相当の回数、打合せ

をさせていただいておりますし、JRさんとも静岡支社のほうにお伺いしてで すね、何度もお話をさせていただいておるところです。

その中で一番大きい要素としてですね、協議の中でここで御説明をさせていただきたいのが、まず今回の再開発事業の区域、これに鉄道施設は含まれておりません。当然軌道というか、線路のある場所が入ってないのは御承知かと思いますけども、駅舎に関してもこちらについては小田急さんもJRさんもしっかり外した形で、再開発事業を進めていくということでございます。この区域というのが、今言った橋上化という話になれば駅舎も含まれてこようかと思いますが、今回の再開発事業には含まれていないと。ただ、先ほどおっしゃったようにペデストリアンデッキ、例えば小田急の新松田駅とJRの松田駅をつないでいくようなという、非常に重要な要素ですね。こういうものを造るに当たって、じゃあ橋上化がなくていいのかというとそうではございません。そこの可能性については、先ほど申し上げた駅前の、より詳細に我々検討している内容という中でですね、御協議を申し上げております。

簡単に申し上げますと、新松田駅についても橋上化というものは可能性調査としてですね、令和2年、3年、このあたりで検討して、小田急さんにも御協力を頂いて検討した結果というのはございます。ただ、今回の再開発事業と完璧に時期を一致させてやっていくということは、なかなか協議の中で厳しいということでございますので、まずこの再開発事業をやっていくに当たってどういう工夫ができるかと、どういうふうにしていったら先ほど言ったペデストリアンデッキ、またJRさんと、小田急さんとJRさんとのその間を結んでいくことができるかというところを、駅前広場の検討の中でさせていただいていると。ただ、一応協議をさせていただいておるんですけども、まだ一応結論には至っておりません。当然全体の計画が定まってるわけではありませんので、同時並行で物事を進めているということでございます。

9 番 井 上 ありがとうございます。今のですね、回答のちょっと確認なんですけれども、 南北自由通路・橋上駅舎整備は再開発から外れると、再開発区域からは外れて いますよということです。ペデストリアンデッキはですね、再開発の中に入っ

ているというふうな理解でよろしいのかということとですね、この駅前広場整 備はですね、再開発事業の都市計画決定の中に当然含まれるというふうに理解 をしておりますので、南北自由通路とか橋上駅舎のですね、位置関係によって、 それが入らないというのは今の説明で理解できましたが、それらをつなぐ連絡 通路としてのペデストリアンデッキはですね、再開発事業の中に入っているべ きだということであると、令和6年10月のですね、都市計画決定の手続の前に ですね、橋上駅舎の位置関係が確定をしないといけないのではないかなという ふうに考えますが、今の説明ですとそれは別だということで、その辺は再開発 事業都市計画決定の中ではそういった融通性があるというふうに理解をしてい いのかどうなのかと。それらのペデストリアンデッキをですね、の関係につい て、その協議を小田急とJR東海とされていて、それが協議中だと、協議が進 行しているというふうな回答がありましたが、これらの結論はですね、やはり 令和6年10月をめどとする手続の初めまでにはですね、そういった小田急と J R東海との協議の結論が出なくていいのか、それは出ることが、出てからでな いとですね、都市計画決定の手続を開始するということにならないのか、その 2点ですね。まず橋上駅舎の位置というのが、駅前広場整備の中に及ぼす影響 が必ずあると私は思いますが、それはどうなのか。それはペデストリアンデッ キ自体がですね、これを造っていくという前提はそのままなのか。それとも、 橋上駅舎じゃなくて通常の現在と同じような位置の駅への改札の位置なのかど うなのか、その辺は将来的に決定をするということなのか、それらがちょっと 不明ですので、再度回答をお願いをいたします。

まちづくり課長

より詳細なお話の御質問かと思いますけども、ちょっと言葉の整理をさせていただきますと、先ほど御説明したとおり、橋上駅舎化というものというのは、いわゆる改札、改札が今、1階も含めてありますけど、あれが全体的に上がって、近隣でいくと小田急線ほかも、秦野、渋沢ありますけども、ああやって上がっているイメージかと思います。あの上がっていく全体のイメージというものは非常に大規模であり、確かに可能性として示されていて、今現在じゃあそれをやめたわけではないですけども、このタイミングではなかなかできないと

いうのは先ほど御説明したとおりでございます。

その中で、じゃあ南北をつないでいく場所ということに関しては、議員おっしゃるようにですね、今言ったペデストリアンデッキの造り方も含めて、やはりよくよく検討していかなければいけないこととして、我々としても今、可能性をじゃあ、ここ2か所ほどですね、小田急さんに協議をさせていただいております。どちらのほうが可能性としてあるかというのを含めて御検討をいただいておいておる状況でございます。

ペデストリアンデッキというのが、言葉としての整理なんですけども、イメージでいくと駅舎があって、2階に駅舎があって、そこからちょっとその駅舎から出た空間で2階の部分、これが例えば近場にあるビルとかにつながっていくような、要は1階ではなくて2階部分でつながっていくような道路構造物になります。これは駅前広場の中にある、道路のいわゆる施設の一環でございますので、こちらについてはしっかり造っていきたいと考えております。

あと1点、鉄道事業者との手続が、協議がですね、都市計画決定に及ぼす影響です。これについては議員おっしゃるようにですね、都決の手続、最終的には町決定ではございますけど、県の同意を頂くに当たって、交通事業者との調整状況、これのつじつまというのはしっかり確認をされるというふうに聞いておりますので、その都決の手続のタイミング、最終的な手続としては半年ほどをまた見させていただきたい期間はございますけども、しっかりその辺りは進めていきたいと考えております。以上です。

9 番 井 上 はい、ありがとうございました。じゃあ今の回答の確認ですけども、じゃあ この都決の開始の手続の中で、都決の手続の中でですね、タイミングの中でJ R、小田急、JR東海との協議の結果が得られればいいということで理解をさ せていただきました。

駅前広場関連ですとね、様々なことがですね、もう本当に10月をめどにということで出てくると思います。幾つか前のときにですね、駅前広場の一番重要な問題点というのは、小田急の所有されてる土地ではないかなというふうに思います。実際にですね、今、小田急との交渉等の中に、以前町長からも回答が

ありましたが、小田急のほうとは交渉を進めているということですが、駅前広場の中で基本構想・基本計画の中ではですね、町道から…町道から南側の線路までの間というのは、駅前広場というふうな区域で整理をされているというふうに理解をしています。ただ、基本構想・基本計画のイラストの中ではですね、駅前広場というのは町道よりも北側、町道とJR御殿場線との間の部分もですね、やはり歩行者の通路とか食事をされてるというふうなイメージの中で描かれています。

そこで確認をさせていただきますが、駅前広場の所有地の中で、小田急が所有されている土地はかなり面積を占めていると思いますが、概算で結構ですので、何平米ぐらいあるのか。民間の所有地、町道より北側の民間所有地の部分というのは、この駅前広場整備の面積の中には入っているのかいないのかが2点目です。入っているのであればですね、この民間所有地については今、3階建てのビル等が建ってる部分というのは何平米なのか。合計、もちろんですね、民間所有地ですので、合計面積で分かればですね、何平米あるのか。

それで先ほどのですね、都市計画決定の手続の開始の前にですね、駅前広場の整備事業として町が進めていきますので、当然ですね、この令和6年10月の前に、都決の手続をする前にですね、やはり駅前広場の大方の所有者である小田急とのですね、どういう形になるか予算の基本構想・基本計画の中等での説明の中で、予算の中でですね、用地購入費というのがうたわれていましたが、この小田急の土地等についてはですね、当然町のほうが買うのか、または以前寄附をされればというふうな話もちょっと聞いた覚えがあります。まずはその前にですね、まず小田急とですね、交渉をしてですね、その土地所有者の対応というのをある程度確定をしないとですね、再開発事業の都市計画決定の手続に、普通はですね、常識的には入ることは難しいのではないかなと。やはり土地の所有者の了解、承諾を得てからですね、そういった形になるのではないかなというふうに私は思いますが、それらの駅前広場の面積、駅前広場の面積の考え、土地の考え方、小田急とのですね、交渉の現状、その3点についてお伺いをいたします。

まちづくり課長

ちょっと3点あったんですけど、順序がいろいろあるかもしれないですが、 御容赦ください。まず議員おっしゃるようにですね、まず今、町道3号線でございます。ロマンス通りですね。その道路の際から、当然今、バスとかが入っている広場、こちらに関しては小田急さんが持っていられて、小田急さんが管理していられる土地でございます。おおむねその現況の面積でございますけども、1,000平米、約1,000平米ということです。こちらについては、1,000平米で…じゃあ先にあれからいきましょうかね。まず今、南側を言いました。今度北側ですけども、今まで基本構想・基本計画等でもお示ししているとおりですね、駅前広場の一部としたいと考えております、北側に関しては。北側の面積については、ざっくりでございますけども500から600ぐらい、500から600平米ぐらいの敷地を駅前広場として設置していきたいと考えているのがまず1点目です。

あとは用地の考え方でございます。これについては従前よりですね、公共施 設いわゆる道路とか広場、これが町のものになっていくときの権利や、また施 設整備にかかる費用ですね。工事費、簡単に言うと工事費と用地を買う金、こ れに関しては再開発事業ということの前提に立ったときには、公共施設管理者 負担金、これが今までも財政的にどれぐらいかかるかというところにお示しし てきた公共施設で取得または設置する、最終的に町が管理するものとして取得 するものとしての負担金に含まれております。費用に関してはそういうことに なります。当然これはやっぱり、ちょっと先ほど言葉に出されましたけど、寄 附ということはなかなか望めないと。協議の中では当然購入を含めて考えてい くと。小田急さんはじゃあこれに関する合意という意味ではどのようにお考え かという協議の状況です。これをより明確にして、契約なりですね、覚書なり、 何かのちょっと取りまとめはしなければいけないとは考えておるんですが、小 田急さんの意向として大事なのはですね、この再開発事業に関しては理解をし ていると。今、準備組合の段階では地権者として入らないけれども、本組合に なったときには入ろうよというところのお話は頂いております。これがこの場 で、議会の場でですね、紙面で何か契約を取り交わしたわけではないんですけ

ども、おおむねそういった理解をしていただいているとこちらも考えております。ということは、再開発の事業スキームに入ってこられる。そうしますと、そこの土地に関しては、自分たちが権利返還含めた形でですね、そこの今ある用地の、要は土地代ですね、というものの権利を持っているわけですから、その分の権利というのをこの再開発事業で求めていくことになろうかと思います。ただ、その行く先が、事業全体が見えない中ではまだはっきりとしたことが言えない。こういったことがあるので、なかなか今、はっきりとしたことが言えないのかなと。方向性は理解してるけども、その詳細がまだというところでございます。大きく今ので大体の答えになろうかと思いますけども。

9 番 井 上 はい、ありがとうございました。今の中でですね、令和6年の10月のですね、 都市計画決定の手続の際にはですね、その前に小田急はそこを駅前広場として 使って、開発をして整備していいよという了承を得なくてですね、そういった 手続に入ってしまうというふうな考え方なのか。先ほどの駅舎とかペデストリ アンデッキと同じように、それらも協議中の中で現在協議を進めていますと。 結論は10月には出ませんが、都市計画決定の手続中にそういった土地の利用の 了承も得ますということなのか。それとも今、最後に本組合になら小田急さん は加入をするというふうな説明がありましたが、その時点までは都市計画決定 が先だよと、小田急はそれから身の振り方を決めますよということなのか、そ の3点のいずれかなのかをちょっと再確認をさせてください。

まちづくり課長

少し説明が足りなかったので、申し訳ございません。今まで小田急さんとの協議の中では、議員おっしゃるこの用地に関しても当然常にお話をさせていただいております。またですね、今現在検討してる案というのも当然非常に大きい影響を受ける事業者でございますので、我々が今、検討しているのはこうです、こうですというものを常に出しながら、小田急さんの今の広場の土地というのが、駅前広場として活用させていただきたいというのを最初からずっとこれはお示しをしてきております。ただ、御懸念のですね、じゃあその担保をどこで取るのかということに関しては、やはり都市計画決定というのが一つ大きい手続になりますから、県の指導も多分入ると思いますけども、ここら辺まで

にですね、覚書なり何なりというところを整理させていただきたいなというふ うに考えてございます。

9 番 井 上

分かりました。じゃあ都市計画決定の手続中に覚書をというふうなことだと 思います。そうしますとですね、駅前広場整備事業でですね、もう大分前にな るんですけども、令和3年ぐらいのときのですね、報告の中でですね、概算事 業費、金額的には大分現状の金額とは、令和3年ですので、もう大分様々な事 業費が変わってきているということは理解できますが、その中にですね、用地 費で1,568平米を2億3,520万円で購入をするというふうな説明があったんです よ。そうするとですね、令和6年から、このときの計算では令和6年から8年 で用地買収費、補償費、補償費がまた別で4億7,000万というふうな別書きに されてますけれども、この概算事業費というのは、私の理解ではこれは町ので すね、ほうの事業費で、町が、町の事業費といいますか、補助事業でその収入 先は先ほどちょっと説明があったように、再開発組合のほうが収入をするかも しれないんですけれども、これは駅前広場整備のほうは補助事業費の中でこれ だけの金額で用地を買いますよと。建物等の補償費を4億7,000万円支払いま すよというふうな概算事業費の説明だったというふうに思いますが、じゃあ実 際にですね、駅前広場の小田急用地はどうされるのか。そういった補助事業の 対象で、買うのであるとそれは組合が買うという形になるのかね、それとも組 合が買って町名義にするということなのか。今の前の説明ですとね、小田急は 本組合員に入って保留床を返還をすると、今の小田急用地1,000平米、約1,000 平米という説明がありましたが、小田急用地を保留床を取得をするという方向 性で本組合員となっていくというふうな説明もありました。この令和3年時点 でのですね、概算事業費の中での駅前広場の用地費、補償費の金額を買うとい うのは、例えばそれをですね、組合会計なり、町が補助事業申請をして買っち やえばね、それは組合員とはちょっと別のものになってしまうのではないかな とふうに思いますが、再度ですね、その辺の整理をしてですね、駅前広場の用 地購入をする、その対象というのは再開発組合の組合員になれるのか、なるの かならないのか、そこを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長

すみません、先ほどお話ございました令和3年度の報告のちょっと書面を持ってきてなくて、大変恐縮でございます。ただ、このときにも説明の内容としてはしているのではないかと推測しますけども、再開発事業でございます。まず、先ほど私がちょっと分かりやすくというつもりで小田急さんの用地が返還された場合の言い方をしましたけども、再開発においては、当然今現在権利を持ってる方がそこに新たに床を求めるのか、補償を求めるのか、この選択があることは御承知のことかなと思ってます。そうしますと、小田急さんのそこの考え方というのがまだはっきりと整理が…整理というか調整がついてないということでございます。町としましては、最終的に公共施設という部分がこの再開発事業の中のですね、どこに当たるか。これは一番分かりやすいのはもう道路と考えてください。道路の3号線が当然拡幅して広がっていく部分、これは底地も最終的に町のものになります。当然その分のお金を公共施設管理者負担金としてお出しします。道路と同じく広場も最終的には道路区域としての認定をします。そうしますと、同じ考え方になります。以上です。

9 番 井 上

ただね、保留床になってしまうと、今のね、小田急のほうは保留床になるか、用地買収をされるのかはその時点での選択だというふうな説明だと思いますが、ただ1,000平米を持つ小田急さんが参加組合員になって保留床を取得しちゃうとですね、かなり保留床の供給数というのがもう限定されていますよね。例えばこの間のマリモはですね、ディベロッパーのほうの選考の中で決定をいたしましたが、そのときのマリモは100戸、松田町の様々な規模の中からするとですね、100戸程度が住宅供給戸数だよというふうに説明をされてるわけですよ。そうするとですね、大体1戸平均が70平米で、100戸だと7,000平米で約2,100坪なんですね。もう住宅保留床は、マリモはですね、買取りはもう坪で150万円、換算すれば平米45万3,000円ぐらいだというふうなところで、それ以上出してもね、実際にはマンションとして販売をする上では、それ以上の面積的な要件というのは多分リスクがあるので100戸程度で、平均、1戸平均が大体70平米だよと。そうしますと、この買取り価格からするとですね、大体3,000万円を超えるぐらいの平均価格に、1戸当たりですね、3,000万円ぐらいを超え

るぐらいになるのかなというふうなところで、そんなもんかなというふうには 思ったんですけれども、ただそこにね、小田急用地の1,000平米が入っちゃう んですよ。今の住宅棟を建てるところの面積の上に、さらに1,000平米が建っ たものを、このマリモのほうの買取価格坪150万円という金額の中でいくには ね、やはりそこはぜひね、町のほうは補助金の対象の中であるんでね、町が買 取りをしますと、小田急用地については買取りをしますと。それについては町 のほうもある程度負担をした中で、2分の1の補助金を国・県に求めていきま すという方向性が必要ではないのかなというふうに思います。

これをですね、こういったことを令和6年の10月までにどうやってまとめていくか。その辺がですね、一番重要なことではないかなと。まずは最初に小田急とのですね、様々な考え方があるよとか、こういった選択制があるよではなく、やはり町民に示すには、こういった形で小田急との交渉が、内諾が得ました、了承が得ましたということで駅前広場の構想を、絵図面を示すことが必要ではないかなというふうに考えますので、その辺の担当の考え方を再度お伺いをいたします。

まちづくり課長

何度も申し上げます。説明が悪くてちょっと勘違いをされた部分がありましたら恐縮ですけども。その前に1点、保留床と権利床の考え方を改めて整理させていただきます。保留床は新たに再開発事業で生み出される床でございます。今現在お話をしている小田急の土地が変わっていくのは、当然従前から持ってる権利がありますから権利床のほうになります。その前提があるんですけれども。まず先ほど申し上げたように、町としては土地のその部分に関する公共施設の管理者負担金としてのお金を用意させていただきます。小田急さんについても、小田急さんの意向の最終的な確認というのがとれてないということは確かでありますけども、従前よりこの話はさせていただいてきて、今申し上げたとおりに協議中であり、これからこの工程の中で、当然御指摘のとおりですね、調整をしっかりしていかなきゃいけないという認識で進めておりますので、小田急さんの意向をこの場でああです、こうですということの言及は避けさせていただきます。ただ、おっしゃった考え方が、さらに床が増えるという考え方

ではないというふうに思っております。思っております。というところですかね、はい。

9 番 井 上 はい、そういったことでですね、ちょっと鋭意ですね、町民に示せるような 方向性を持った対応をお願いをしたいと思います。

駅前広場整備のほうの最後になりますけれども。駅前広場の整備の重要性というのはですね、松田町民だけでなくですね、近隣の市町の住民、町外から松田町を訪れた観光なり商業で訪れた人、それらが一番望むのが安全・安心な駅前広場だというふうに思います。重要なですね、駅前広場整備事業を、これを事業主体が再開発組合だからということだけでなく、またディベロッパーの意向もありましょうが、それに任せるということではなく、ぜひですね、執行者が町民の意見を取り入れて、安全な使いやすい駅前広場にするべきだというふうに私は思いますので、この1点目のですね、駅前広場整備についてですね、町長のお考え方をお聞きをしたいと思います。

町 長 柳澤課長も随分と頑張ってましたんで、ちょっと補足をさせていただきましょう。まあ見た目が似てるんでね、はい。先ほどちょっとお話しいただいた小田急さんの選択肢の話を先ほどね、させてもらったということですから、その選択肢をするかしないかということについては、これからの話になります。その中で保留床を例えば持ってもらえると、多分ですね、ディベロッパーも含めて喜ぶんじゃないかと思うんですね。要はその保留床を持ってもらうということは、小田急さんが責任持ってその保留床の経営をしていただくということになると思うので、非常にありがたいかなと。ただし、ほかの地権者の方々もいらっしゃるし、建設の大体の面積のこともありますから、ほかの地権者の方々も保留床が欲しいって、みんなが言ってきちゃったときには、ひょっとしたら抽選だとか、そういった話になろうかというふうになってきますので。小田急さんが手を挙げたからといってマイナスになるようなことは私はないのではな

本題に入ります。重要性ということにつきましては、もう就任してから、こ

かろうかというように、逆に手を挙げてほしいかなと思ってるとこでもござい

ます。

の事業は松田町のためだけでっていうことになると、県の協力、また国の協力、 なかなか事業者さんの協力っていうことはなかなか得られないという思いは既 にありまして、現在この地域の方々、地権者の方々の御理解をいただいて進め させていただいてるおかげで、県の中のプロジェクト、県西活性化プロジェク トの中の位置づけで、新松田駅周辺整備工事という活字がしっかり入っており ます。ですので、県としてもこの新松田駅周辺整備事業については、当然地域 の方々の御理解をいただかなければいけないのは大前提ではありますけども、 **県としてもそういう前向きなことであれば支援をしていきたい。そこに金銭的** な支援というところまでまだまだ行き着いてないところはありますけども、そ ういった支援をしていくというふうな話は伺ってますし。県が一番やってもら わなければいけないのはガード下の拡幅等もありますし。そういったことなん かも今、本当にそういった関係者の方々が協力し合って、新松田駅周辺整備を やってます。結果的にはおかげでこの地域の方々、使ってる方々、当然町民も しかりですけれども、その方々の利便性も向上するというふうに、そういった 事業だというふうに信じて今進めておるとこですから、その考え方はぶれずに 今後進めてまいりたいと思ってます、はい。以上です。

9 番 井 上 はい、ありがとうございました。ぜひですね、町民からの意見もですね、反映されるような駅前広場整備にしていただきたいというふうに思います。

続きまして2点目のですね、オンデマンドバス車両購入の財政負担についてに移りたいと思います。あまり時間がなくなってきましたので。オンデマンドバスをですね、ここで当初予算の中で備品購入ということで、議会としてはですね、その当初予算については認めました。その中でですね、やはりここで足柄オンデマンドの決算見込みとか予算というのが示された中で、ちょっと何点かお伺いをしたいと思います。当初スタート時点ではですね、4台のバスで、バスのほうに番号が振ってありますが、01、02、03、04というふうに4台あったというふうに思います。これはですね、リースだということで、通告文の中には再度購入をされたというふうなことが書いてありますが、それは今現在の4台分はリースだということで、購入ではないということだったので、先ほど

の読み上げの中で削除させていただきましたが。そこでなぜ今ですね、3台、01、02と04号ですか、の3台運行でなぜ3台なのかなということです。

あとですね、6年度の予算の中で、町の一般会計では2台分の備品購入費を 計上されている。また足柄オンデマンドの6年度予算ではですね、1台ですね、 足柄オンデマンドのほうの車両購入分として1台でですね、計、6年度で3台 をですね、さらに購入をされるということで、それらの理由をですね、当初予 算のときにちょっとそこまで細かいところが不明でしたのでお聞きできません でしたので、その辺の理由をですね、分かれば教えていただきたいと思います。

参事兼政策推進課長

まず1点目のですね、4台から現状3台にしているということなんでございますが、これはですね、先ほども説明したとおり、5年度の収支状況を含めてですね、また利用者の乗降状況を踏まえて、現状ですね、5月のですね、からもう既に3台として、地域公共交通会議の中で議論をして運行をしているという状況になってます。もちろん大きな問題はですね、やっぱり費用対効果。本当は乗ってもらうという当初の目標があったんですけども、なかなかそこに今到達してないということがあったので、収入面も含め、支出面の再調整をし、ここで3台にしたという状況です。もちろんサービスの低下をしないための3台ということで議論をさせていただいたところでございます。

それでですね、令和6年度におきましては、今3台で運行してるんですけども、1台については原則ですね、リースの形になっているんですけども。今後ですね、この3台と令和6年度の2台で一応5台でですね、運行を計画、10月からですね、これ10月からを計画していく考えでございますが、これも踏まえてですね、今利用状況とか運行体制の見直し、運賃の見直し等もですね、この前の地域公共交通会議で議論をさせていただき、今後よりよい形の運行体制の中でですね、再度利用状況を踏まえた中で、5台をさらに1台ある6台にしていくというような考えも一つありますので、現状は今年度、6年度は2台購入のみという形で計画上なっております。(私語あり)

議 長 町長、不規則発言。

9 番 井 上 よろしいですか。今のですね、6年度で購入するのは町の備品購入費計上の

2台だけというふうな説明がありましたが、足柄オンデマンドの収支予算書の案ですと、1台は足柄オンデマンドで、6年度で買うよということだと思いますが、これはですから例えばリースからのリストアップとか、何かそういったことであれなのか、ちょっとそこの確認をですね。ただそうするとですね、実際的には今4台で3台、4台のうち今3台で運行していますが、4台ともリースで契約をしたということですので、1台は休止をしているだけで、リース契約としては4台があるということの確認が1点と、あともう1台、足柄オンデマンドで1台を買うんで、令和6年度購入分は、町の備品購入の2台と合わせて3台で、計7台になってしまうというふうな理解を私はしたんですけれども、それはいかがでしょうか。

参事兼政策推進課長

まず町の備品が2台ということで購入をし、運行を計画しているところでございます。これは先ほどもちょっと説明したとおり拡充、運行エリアの拡充が6年度に想定されております。これを踏まえて計画上の2台を購入ということになります。今4台をリースしているんですけども、そのうちの1台を法人のほうでですね、購入を予定をしていると。1台を購入しているということなんで、実質的には3台と1台の購入ですね。リースのほうが…ごめんなさい、リースのほうが3台、で1台を法人のほうが購入ということで、町が2台。6台になります。はい。ただし、先ほど言ったとおりですね、この2台につきましてもですね、町のほうの購入2台につきましても、現状ですね、町の備品として取り扱うんですけども、相手方のほうにですね、運行状況を見ながら貸出しをするような形で今は考えているとこでございます。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございました。購入時期は10月というふうな回答があったと思いますが、10月からですね、町のほうの購入分の2台を合わせて6台体制でいくということで、よかったかと思います。

次にですね、今の説明の中でも、運行区域を拡大をするということがありますが。5年度のですね、足柄オンデマンドの決算見込書ですと、町からですね、5,869万円という町からの委託金、実証実験の委託金が出ていますが。さらにですね、支出のほうは9,761万円、町からの委託金5,869万円を含めた収入が

6,776万円であるが、支出合計のほうは9,761万円ということで、収支差額は赤 字の2,985万5,000円だというふうな収支決算見込みが示されています。これら のこの3,000万円近いですね、赤字という中で、ここで実際にバスのほうの備 品購入は予算計上されましたが、10月に購入をするということであるとですね、 もう少しその辺の状況を見極めてですね、見極めるためにもですね、実証実験 の期間、3年ですので、あと2年半ぐらいですよね。それを過ぎたときに、こ れはたしか国のほうの2台分のバスについては、国のほうの補助金が充当され たバス購入事業だというふうに理解していますが。この補助金が充当された部 分のですね、備品購入費というのは、簡単に例えば廃車とかですね、売り渡し ができないのではないかなというふうに思います。当然この辺も町のほうは実 証期間を過ぎた後でですね、車両の取扱いはどうするか。このままですね、赤 字が令和6年度以降解消して、何とか黒字でやっていくよということであれば、 その車両はそのまま運行に供するということでよろしいのですけれども。やは りそうじゃなくこの3,000万円、これ半年で3,000万円ですので、これらの赤字 解消策、先ほど町長の答弁の中では見直し等、運賃の見直しとか区域の見直し を図っていくというふうな答弁もありましたが。そういった中でもですね、な かなか半年で3,000万円の赤字をですね、どういうふうに解消していくか。国 からの補助事業で購入をした車両の取扱いはどうするのかというのが当然想定 をされているのではないかなと思いますが。その点について3年後のですね、 車両の取扱いについてどういうふうに判断をされたのかをお伺いをいたします。

参事兼政策推進課長

まずですね、先ほど私のほうから1点だけ、令和6年度においては4台の、 今4台リースをしてます。そのうちの1台は今度購入してもらって、残りの3 台のうちですね、1台は返します。リースは返します。なので、一応4台の運 行計画で今進めております。

それでですね、収支状況ですね、令和5年度の収支状況。ここはですね、この前5月28日の地域公共交通会議で様々な議論がございました。その中でですね、まずは現段階ではですね、この実証実験期間中の中で様々な工夫をし、今回の収支状況を見て料金の見直し、またパスの登録を増やすための考え方をで

すね、協議会と皆様のほうと議論をして進めていこう。その中で運行の運賃の 見直しもやむを得ないということが、その会議の中でまとまりました。なので 今後は運賃の見直しを含め、また支出のほうもですね、様々な改善を尽くすと いうところで進めていく形になりますので、現段階においてはですね、最善を 尽くすと、本格運行に向けて最善を尽くした様々な手法をとっていくという形 で考えております。

でですね、もし、ここはもう「もし」ですけど、井上委員のおっしゃるとおり、懸念されてるとおり、実証実験の結果、何らかの理由により本格運行に至らなかったとした場合につきましては、必要によってその手続を踏まえた上で、車の用途の変更をしですね、公的なサービスに置き換える。またそのほか、町の独自の事業として運行するというような形で使っていきたいというふうには私は考えているところでございます。以上です。

9 番 井 上 はい、ありがとうございました。その辺がですね、私のこの一般質問の要旨でありまして。じゃあそうするとですね、この2台の車両を購入したときの、庁用車としてですね、運行する場合にどの程度の運行経費がかかるのか。バスにかかる部分なり、あと管理経費ですね。そのバスを庁用車とかそういった福祉サービスとかの車両で利用した場合に、また人件費も発生をしてくるのではないかなというふうに思いますが。それらをですね、計算をしたのかどうなのかということとですね、町長のほうにお伺いをしますけれども、この車両購入手続はこれからだというふうに、10月ということなので少し先なのでね、これからバス購入の契約手続等を執行されるのかと思いますが、町長のほうのお考えの中で、バス購入事業について今後どのように考えていくかをお聞きしてですね、質問を終わりたいと思います。2点よろしくお願いをいたします。(私語あり)経費分からなきゃいいです。

参事兼政策推進課長

まず経費について、今後庁用車になるという前提では考えて調査しておりません。ただし現状ですね、町のほうからですね、法人のほうに運行の車検代、あるいは任意保険、自動車税、修繕代、点検等々踏まえて、おおむねそれだけの額では大体80万を年間ですね、経費として扱っております。なので、その辺、

今後は人件費とか燃料等を含めてですね、それ以上のものがあるというふうに は考えております。以上です。

長 この事業はですね、基本的には公共がやらなきゃいけないぐらいの状況に私はなってると思って、このまず実証実験としてチャレンジしているところであります。ですので、今後このバス事業をやっぱり願ってる方々たくさんいらっしゃるんで、その方々の期待に応えられるようにしたいと思ってますが、やはり今委託してる会社さんは民間事業者ですので、民間事業者の御都合でやめたというふうなことだって可能性がある。そのときに車も残らないし、システムも残らない、何も残らないでは町としてその後の展開ができないので、車両購入を考えてるということでありますので、とにかく高齢者福祉、また移動手段のない方々のためにも、町行政としてやるべきことをしっかりやっていきたいというふうに考えています。以上です。

議 長 短めに。

9 番 井 上 ありがとうございました。最後のですね、町長の回答を期待をしておりましたので、もしそうなった場合ですね、ぜひですね、そういった形での福祉サービス等の対応をよろしくお願いします。以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩とします。

(14時17分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時30分)

引き続き一般質問を行います。受付番号第5号、飯田一君の一般質問を許します。登壇願います。

1 1番 飯 田 議長のお許しが出ましたので一般質問をさせていただきます。受付番号第 5 号、質問議員、第11番 飯田一。件名、人口減少問題に対する町の対応策は。

要旨。今、地方自治体の抱える最大の課題は人口減少問題です。有識者でつくる人口戦略会議は4月24日、全国の4割に当たる744自治体で人口減少が深刻化し、将来消滅する可能性があるとするレポートを発表し、少子化基調は変わっていないと強い危機感を示し、出生率向上に向けた対策を訴えています。

県内の分析結果で松田町は自然減対策及び社会減対策が必要と指摘されています。 そこで次のことについてお伺いします。

- (1) 町からの転出者が転入者を上回っていますが、分析はされていますか。
- (2) 今、地方の自治体では婚活支援の拡充強化を積極的に進め、出生率の 向上を図っています。町の取組をお伺いします。

以上です。お願いします。

町 長 それでは飯田議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず令和6年4月24日に有識者で構成される人口戦略会議では、令和5年12月に公表された日本の地域別将来推計人口をもとに、2014年の将来人口を踏襲し、2020年から2050年までの30年間において、20歳から39歳の若年女性の人口動向について、人口特性別に9分類を公表いたしました。当町は2014年5月に日本創生会議が発表した際には消滅可能性都市に分類されておりましたが、これまでの様々な施策による総合的な効果により、2020年の人口をもとにした今回の発表では、対象となる女性の人口減少が50%未満と推計されたことにより、消滅可能性都市からの脱却する結果となりました。

また当町は9分類の中でD-3という人口減対策及び社会減対策が必要とされており、議員おっしゃるとおり、転出者が転入者を上回る状況への社会減対策と、お亡くなりになられる方よりも新生児が増える状況への自然減対策を必要とする自治体として分類、区分されております。

ただ、2020年以降、新型コロナの影響もあり、人口が急激に減少している状況に危機感を感じております。直近の転入・転出者の状況を申し上げますと、令和4年はプラスで推移しておりましたが、令和元年、2年、3年、5年は転出超過という状況になっております。

転出超過の分析でありますが、町民課窓口において実施しております転入・ 転出者からのアンケートにより、転入減少の理由として、これまでは就職・転 職などの仕事によるものや、交通の便がよいなどを理由に転入された方々が、 コロナ禍による通勤抑制やリモートワークの普及による在宅ワークなどが進み、 会社の近くに住む必要がなくなったことなどが考えられます。また転出者には 主に20代の単身の男女が多く、神奈川県内のほかの自治体に仕事の都合で転出することが多くなっております。この結果は町総合戦略にも明記されているとおり、若年世代の転出超過の内容と整合するものであり、職場に近い場所に住居を構える傾向にあることがうかがえます。

現時点ではコロナ禍の影響が落ち着き始めているため、令和6年1月からの 現状を見ますと、5月末時点で社会増として25名となっていることから、徐々 に転出超過が収まりつつあるとも考えられます。また自然減につきましては、 毎年約140人ほどの方がお亡くなりになるのに対し、出生数は令和元年が53、 令和2年が53、令和3年が48、令和4年が53、令和5年が50ということになっ ておりますので、平均ですけど、毎年約90名ほどの自然減となっております。 本町には雇用創出の場として大きな企業などがありませんが、交通の利便性が 高い地域であることから、通勤の利便性を重視する方に対しては、交通の要衝 としての利便性の高いこと、併せてこれまでの子育て支援策の充実などについ ても周知することで、転出超過に歯止めをかけるとともに、自然減の抑制を図 ってまいりたいと考えております。

2つ目の御質問にお答えをいたします。国勢調査において、未婚率の推移の 状況を記載しており、当町の20代から40代の男女について、平成27年と令和2 年を比較した結果、未婚率が上昇傾向であり、国全体と同様な傾向でもありま す。また過去5年前からの合計特殊出生率の推移を見ますと、平成30年が1.65、 元年が1.15、令和2年が1.08、3年が1.06と、4年、5年はまだ出ておりませ んけども、減少している状況となっております。

このような状況を踏まえた施策として、これまで子育て世代が働く環境の整備や、住む場所の確保、子育て世帯への継続的な経済支援、地域で子供を応援する体制整備、子育ての悩みや喜びが共有できる相談体制などなど子供が育て住みやすい町にする様々な施策等に取り組んでまいりましたが、さらなる強化や新しい発想を持って対処していく必要性を強く抱いているとこでもございます。

今回、飯田議員よりほかの自治体の取組として、婚活事業について御紹介賜

りました件ですが、本町では平成28年と29年に婚活事業の実施をしていた経緯がございます。諸事情、並びにコロナ禍の時期もあり、現在は行っておりませんが、町が関連したイベントとして、県が実施した「恋カナ!プロジェクト」に参画し、令和6年1月27日に松田町をフィールドとして、寄ロウバイ園にて婚活事業を行いました。今後も人口減少を抑制するためにも、このようなほかの機関と連携した新たな事業の実施を行うなど、様々な事業にもチャレンジし、若者世代に選ばれる町になるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後も様々なアイデアなど御提案いただけると幸いでございます。引き続き御指導のほどよろしくお願いいたします。以上です。

- 11番 飯 田 今ですね、テレビ、新聞、雑誌など、毎日のように人口問題の報道がされています。御存じのとおり、人口減少が地方自治体、地域に及ぼす影響は今さら言うまでもなく、計り知れないものがあることは御承知のことと思います。そこで人口増加策についてお伺いします。回答書の中で今年1月から5月までで社会増が25名となっていますが、町のホームページではプラス1名となっています。これ、どうしてこういう差が出たのでしょうか、お伺いします。
- 参事兼政策推進課長 今回提示させていただいたのは、6月1日、いわゆる5月末時点で広報等に 載せている転入・転出の増が24名ございましたので、その前は1名、前の月ま で1名だったので、これを合わせて25名という形になっております。以上です。
- 11番飯 田 ということは、6月1日付でこの数字だということですか。(「はい、そのとおりです。」の声あり)ということは、ここに出てる5月というのは、6月1日も含まれてると。(「含まれてはないです、広報の場合。」の声あり)そうすると何で1名なのに25名なんですか。よく意味が分からないんですけど。
- 参事兼政策推進課長 この1名については、5月1日時点ということですね。1名プラス。5月という形になります。その次の6月、この時点に24名のプラスが来てますので、合わせて25名の社会増というふうな回答をさせていただいてます。5月末です、はい。
- 11番 飯 田 分かりました。じゃあですね、それはそれでいいんですけど。全体的に見て 人口の減少が進んでるということ、これ間違いないというふうに思います。デ

マンドバスが運行されてですね、自宅のすぐそばまで送迎してもらえるようになり、駅前に住んでいても、寄に住んでいても、同じようなサービスを受けられる、不便さを感じなくて済むと思っています。しかし、これだけ寄地区の利便性が上がり、寄に住もうと思う人も多くなることを期待するものですが、いざ土地、住居を探してみますと、なかなか希望に合った物件がないのが現実です。町のホームページの空き家情報を見てみますと、松田地区は空き家は集合住宅、アパートですね、ばかりで一戸建てとか土地の情報はゼロです。逆にですね、寄地区は空き地、空き地が3件で、一戸建てとか土地とか空き家はありません。これはですね、住まいを探す人から見ますと、物件不足で検討余地が少ないと思いますが、この辺町はどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

参事兼政策推進課長

御質問、空き家の件、ありがとうございます。町としましてもですね、この空き家対策、いわゆる法が改正されまして、管理不全の空き家も含めてですね、令和3年度に調査をしたものがあります。これ、139件空き家と思われる物件がございます。そのうち寄地区については45件というデータがあります。ここはこれからですね、現地に入って所有者にですね、どういう形で活用できるのか。いろんな個人のそれぞれの事情がありますので、そういう物件に対して一つ一つ空き家対策の活用に向けて取り組んでいく形になってございます。などで、また併せてですね、空き家の解体、あるいは改修という町の補助金も含めてですね、周知をしながらですね、取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

11番 飯 田 今の回答なんですけど。実際には私なんかもやっぱり目について、空き家とか空き地、かなりあります。ところがですね、全然そういう情報が町のホームページ見ても出てこないというふうなことでね、もう少し町のほうでも持ち主に対してですね、空き家情報に登録してくれないかとアプローチをですね、やっぱりして、そういう情報を、物件をね、山北なんてカメラでやりますよね。それに比べるとちょっと松田町は実際寄地区なんかかなり、私なんか目についているのに、ないんじゃないかというふうに思います。

それとですね、全体な話なんですが、回答の中で転出者には主に20代の単身

の男女が多く、神奈川県内の他の自治体に仕事の都合で転出することが多くなってるというふうに載ってます。この結果、町総合戦略にも明記されているように、若年世代の転出超過の内容と整合するものであり、ここからが大事なんですね。職場に近い場所に住居を構える傾向にあることがうかがえますというふうになっています。

それでですね、松田町の人口ビジョン総合戦略の中でも、松田町の場合には ですね、どうしても他の都市に職場を求めて通ってる人が多いわけですよね。 そこの通勤の流出先を見ますと、秦野、厚木、伊勢原。この辺が、やっぱり県 央地区が多いわけですよね。交通の便が小田急線ということで、いい部分もあ るんじゃないかと思うんですよ。それでちょっと頭の中をよぎったのがですね、 今、伊勢原市の北口で再開発の話が進んでるのは御存じだと思います。昨年は ですね、東京建物と小田急不動産が共同体となって開発を進めるというふうな ことで、今年の3月にですね、都市計画、都市計画の素案が発表されて、今年 の10月にはもうそれを決定、告示するようなところまで進んでいるということ は、松田町より半年から1年ぐらいですね、並行して進んでるっていうふうな 感じなんですね。それで北口の東側に当たるんですけど、21階建てのタワーマ ンションができるというふうなことでですね、今の話の職場に近い場所、県央 へ勤めるような人が多い中で、そういう人がそっちのほうへ人をとられてしま うような、そういうふうなおそれっていうかですね、心配はないんでしょうか ね。計画的には2026年から今の建物を解体して、2029年には完成というふうな ことで、総予算は250億だというふうな話をちょっと聞いてますが。その辺の 影響が人の流れ、動向にどういうふうな影響を与えるのか、もし予測できるよ うなことがありましたらお教え願います。

まちづくり課長

ただいま伊勢原の再開発のお話が出ましたので、再開発事業の担当者から一言ちょっと御説明というか、させていただきます。伊勢原駅の北口は多分御案内かと思いますけど、相当長い期間をかけてですね、紆余曲折を経てここで一気に都市計画決定をして、事業年度としてはほぼ松田に近い形で進んでいくのかなという予定を立てておられます。当然ライバル的な見方もあるんですけれ

ども、今度ちょっと小耳に挟んでおりますが、厚木駅、あちらに関してもですね、ごく最近、昨年度か、昨年度完成したような場所です。再開発事業をやっている途中でですね、大体事業費、いろいろ見込まなきゃいけないところで、全て完売をされたと聞いております。我々がですね、今現在松田町での再開発事業に関してお話をさせていただければですね、当然ライバルというそういう見方もあるんですけども、今ディベロッパーが、事業協力者が決まったと、こういう話の中で、我々も非常に懸念してたんですよ。ただやはりマンション業界のといいますか、需要がですね、やっぱりある程度あるというリサーチを、当然商売、商売というか投資されるわけですから、そこに関してはされてるというふうに聞いてます。つきましてはこの辺りにも、今ちょっとマンションの話とか再開発に少し寄ってしまいましたけども、そういう意味ではしっかり事業者が今入ってきてるということが一つの答えかなと思っております。ちょっと全体の傾向というよりか、少し寄ってすみませんが、はい。

11番飯 田 大体分かりましたけど。松田町もですね、伊勢原に負けないようにしっかり 計画を立てですね、やっていただきたいというふうに思います。とにかくね、 20分ぐらいで小田急線に乗れば着いちゃうようなね、町です。そんな遠くない んでね、松田も負けないでしっかりお願いします。

それと、寄地区移住促進奨励金交付制度が今年から予算化され、非常に期待が大きいところがありました。しかしですね、内容を見ますと、厳しい部分なんですね。これが例えば、寄地区に住居を新たに建築または購入するというふうなことが条件で、あとは夫婦のいずれかが40歳未満の若年夫婦であることとかですね、ちょっとじゃあ40超えた人はね、寄地区で家を建てることができないのかというふうなことも出てきますので、この辺ちょっと厳しいのかなというふうに思います。

というのは、昨日ちょっとニュースで見たんですけど、宮崎県の都城市っていうのがあるんですけど、そこはですね、中山間部、寄みたいなとこですよね。 ああいうところへ移住する人はですね、単身者は移住奨励金みたいなのが200万、それで家族で移る場合には300万、それにプラス子供1人につき100万とい うことでね、最高500万までって書いてあったのかな。何かそのくらいのあれが出て。じゃあ条件的にはどうかというと、松田みたいにこういう縛りがないんですね。これだけちょっと条件が厳しいとなかなか、じゃあ土地を買ってね、どういうふうに家を建てようかという人はなかなかちょっと現れないんじゃないかと思うんですよ。せめて寄に転居する人には、今の条件で奨励金を出すとかですね、そういうふうにしてくれなければなかなか厳しいのかなというふうに思います。

寄地区に関して言えばですね、先にも言いましたように、町のホームページ上では空き地が3件しかなく、空き家はゼロなんですね。そういう中でじゃあその空き地が全部家を建てたいという人が、そこらでいいなというふうな納得の上でね、土地を購入するかどうかというのもなかなか疑問だと思います。この辺について、この奨励金についてですね、どういうふうなお考えか、今後もし誰もですね、応募者がないようでしたら、ちょっと条件緩和するとか、お考えがあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

参事兼政策推進課長

御質問ありがとうございました。まずですね、この寄地区限定の奨励金につきましては、町もですね、まず寄に定住してもらう、若い世代ということを目標に掲げてですね、今回多くの財を使って進めていこうという形で進めております。今後ですね、全く利用がないというような形になった場合については、それは制度設計の見直しも検討しておりますが、まずは町としての方向性をまず1回やってみて、それでとにかく寄にですね、子育て世代の方たちがですね、来て、寄地区の今後の在り方研も含めてですね、取組の成功をさせていきたいということでやらさせていただいております。以上です。

町

長

これも一つの手段なんですけども。ちょっと補足したかったのがですね、この事業もスポーツツーリズム事業と一緒で、寄の幼稚園と小学校を存続させてほしいという要望がありましたので、存続するための事業の一環です。ただ、やたら人が増えてもいいというようなことで、これだけのお金を寄だけに対応してやってるということでもなくてですね、先ほど今後のそういった家族がなかなか来れない状況が多分今、飯田議員さんから言われてるように、土地もな

い、借りるところもない、でもこんな制度設計してるけども、どこにじゃあ来 るのよと。多分そういう御懸念をされてるんだろうなと思ってます。ですので、 令和3年の話は先ほどされましたけども、もう早急にですね、今の空き家の状 況、そこに言葉だけ言うと空き家と思われるというような感じだったのが、そ の「思われる」から、ここは空き家だと。そこを限定をして、要は素人が見る と今住んでないよね、しかし高齢者施設に入ったりとかしてるから、いつ戻っ てくるか分からないしというような格好で、空き家らしくて空き家じゃないと いうところもあったり。今度性格的に空き家なんだけど、まだ相続がもめてる とか、貸したくても仏さんが置いてあるから貸したくても貸せないとか、荷物 がたくさんあるだとか、いろんな事情をとにかく1件1件思われるところから、 本当にじゃあ町がそういった格好でやってくれるんだったら、じゃあ出しても いいよとかっていうところを一歩踏み込んでやりつつ、こちらの若い人たちが 住んでもらえるっていう第一弾の目標に向かって、今度住んでもらえるこの場 所と何とかを並行してやっていきますので。これでもなかなか難しかった場合 だからといって、じゃあ年齢をオープンにしてもいいかというと、今度また趣 旨が変わってくるんで、そのときはひょっとしたらやめるかも分からないです。 それだけの人数しかなければ。ただ1年やったからといって、はい、やめます ということは多分ならないというふうに考えてます。以上です。

11番 飯 田 ありがとうございました。確かにですね、私の前の家も、両隣も空いてるんですよね。だけど空き家情報には全然ね、載ってないで、いろいろ事情があってね、載せられないんだと思います。

それともう一つ、ちょっと私のほうから提案というか言いたいのはですね、 空き地はあっても前の道路ががたがたでですね、車のすり替えにも難儀する。 そのようなところはなかなかね、土地が空いてても購入しにくいというふうな ことじゃないかと思います。まず道路等の環境整備が私はですね、必要じゃな いかと思います。例えば農道を1本整備することによってですね、道路の左右 の土地の有効活用が図られ、土地の売買、住宅建設につながり、公園等も整備 できるではないかと思いますが。1つはですね、私がイメージしてるのは、せ せらぎ山荘から上へ向かっていく道路ですよね。端っこに用水路があって、あの道路、どうも4メートルとれないから周りに空き地があっても売れない。家があってもなかなかね、購入することが厳しいと。意外とあの辺は空けばね、次に入る人が意外といるんですね。そういうのを考えますと、あの道路、インフラを整備することによって、あの周囲、まだ空き地がかなりありますのでね、土地を買って住んでもらえるような人も出てくるんじゃないかというふうに思います。あとは値段の問題もあるんでしょうが。道路の左右の土地の有効活用につながる人口増加のためのインフラ整備に対する町の考え方はいかがでしょうか、お伺いします。

まちづくり課長

お答えをさせていただきます。人口増に向けた当然インフラ整備という考え 方はあろうかと思ってます。今おっしゃった場所に関してもですね、以前から いろいろお話をいただいてるのかな。ちょこらちょこらと補修も含めてある場 所かなというふうに思っております。インフラ整備、まず道路ありきで全て住 宅がついてくるかどうか。これはなかなか何ですかね、時代的にいろいろな移 り変わりもあろうかと思います。いわゆる道路ができて後追いで町ができてい くという考え方と、やはり一体的に面的な整備、面的な整備というのは、民間 の計画も含めて、セットでより効率的な効果的な投資をする、こういう考え方 がインフラ整備の今のメインだと考えております。ぜひ、単独でその道路をや るというよりかはですね、やはりそこがセットで動いていくというのが新たな 新規の開発であればですね、特にそうかなと。議員おっしゃったように、まだ がたがたしてる道というのはいろんなところをちょっと御指摘いただきながら、 我々も鋭意修繕等させていただいております。ベースとしては今あるものをし っかり安全・安心に運用すること。で、新設改良については今申し上げたよう に、道路1本先に通してっていう考え方もあろうかと思いますけども、もう少 し面的な面でですね、いろんな計画とセットで考えられるようなものがあれば いいなと、担当としては考えています。

11番 飯 田 今、単独ではなくセットでというふうな話があったんですけど、これはどう いう意味なんでしょうか。 まちづくり課長 言葉が足りなくて恐縮です。道路を、先ほど議員さんがおっしゃったのは、 まず道路を造ると。違う。

11番飯 田 道路は既にもうあるんですよ。あるんだけど、もうそれが昔はあの辺は無指定だったから、どんどん家が建つこと可能でしたよね。今はやっぱり前の接道が4メートルなきゃいけないと。そういう条件満たしてないし。それでその道路、端っこが用水路が流れてるんでね、ボックスカルバートか何かで整備してもらえば、すごく立派な広い道路になるんですよ。その辺の整備のことを言ってるんですが。

まちづくり課長 すみません、ちょっと過大解釈しましたかね。いわゆる改良系の話だと思います。改良系についても大きい考え方は一緒かなと思います。今言ったように、整備をするに当たっての投資効果という部分では当然考えさせていただきたいと思います。改良する場所というのがやはり多くありますので、そこの安全面の優先度を先に考えます。今おっしゃった部分というのを、今、町の計画上、計画年次であるとかっていうところではないので、今この場でちょっとそこをという話は差し控えさせていただきます。

11番 飯 田 ぜひ前向きにですね、検討していただきたいと。よく場所を見てですね、これらを整備すればかなり土地のね、引き合いが来るんじゃないかと、そういうことをちょっと見てもらえたらと思います。

次にですね、2番目の婚活支援の拡充強化についてお伺いします。人口戦略会議は今年4月24日に将来消滅可能性のあるとする都市のレポートを発表するとともに、神奈川県内自治体の分析結果が公表されました。それによると松田町は自然減対策が必要、社会減対策、どちらも必要とするその他のD-3に分類されました。同じD-3に分類されたのは、近くでは相模原市、平塚市、小田原市、南足柄市、秦野市、伊勢原市、二宮町、大井町などが同類でくくられております。特に相模原市ではですね、2年前に少子化担当部長を配し、現在は地方創生担当部長として少子化対策に取り組み、あそこも旧津久井郡ですね、あそこと合併した関係もあって、中山間部がすごく多いところなんですね。そうした中山間地域対策と雇用促進対策の、あと少子化対策ですね、3つの戦略

で取り組んでいる部があるということです。また近隣市町の中郡二宮町では、 商工会婦人部の主催で年間数回の恋活パーティーを行い、女性部がお世話やき 隊となって出会いの橋渡しをしているそうです。松田町にも政策推進課、定住 少子化担当室がありますが、どのような活動を行い、もし成果があったようで したらお願いします。先ほど回答の中で、ロウバイで今年行ったというふうな 話がありましたけど、内容的にどうだったのか、その辺もちょっと伺ってみた いと思いますので、よろしくお願いします。

参事兼政策推進課長

先ほどの回答ではですね、松田町も県の「恋カナ!プロジェクト」というところに手を挙げまして、ロウバイ園で婚活をするというようなところで、県が主体になってやっていただいたところでございます。その結果につきましては、参加人数がですね、男女それぞれ何名であったかということで、全部で24名。男性13名、女性11名でありました。そのうち参加の松田町在住の方はおられませんでした。カップルになった組は5組ということで伺っております。またですね、平成の28年にですね、婚活事業として行った経緯があります。ここはですね、松田町在住の方を優先にというところで、男女各25名を募集し、松田町のここはですね、桜まつりですね。桜まつりなどをメインに取り組んだものでございます。

ここでの結果はですね、松田町の参加者数が4名でございました。そのほか、カップルになったのは2カップルが誕生しました。その後を追ったんですけども、松田町の方はおられなかったというような状況でございました。29年にですね、山北町と連携で婚活事業をやった経緯もございます。参加人数はですね、48名が参加しまして、松田町の方は3名が参加しております。ここでは、カップル5名というところになってございます。こちらも松田町在住・在勤というところはいなくてですね、それからの結びつきというのは、ちょっとその後は追っていない状況になります。なので、引き続きですね、いろんなところですね、県も含めて、婚活事業は進んでおりますので、そういうところに積極的に松田町も介入し、情報発信をしていきたいというふうには考えております。以上です。

11番 飯 田 この前もですね、新聞の記事で結婚したくてもできない男性が増加中と、も う止められない日本の少子化、深刻すぎる現実という記事が載りました。厚生 省のデータでもですね、結婚経験がなくて結婚の意思がある人が20代では女性 で64.6%、男性で54.4%。男性でですね、20代で半分ぐらいしかね、結婚した いと思う人がいないのかなっていうふうに、ちょっと心配になるんですが。60 代までいくと、女性のほうで結婚願望のある人は7.9%、男性が22%というこ とは、男性なかなか結婚できないで、ここまで来ちゃってるのかなというふう な感じもしないでもないです。

> 今ですね、多くの自治体は婚活支援から一歩進んでですね、結婚支援事業で ある結婚相談所等の活動を活発化させております。先ほど参事のほうから話が ありましたが、そういう婚活のね、出会いの場は提供しても、もうそこで終わ ってしまってると。ということではですね、なかなか結婚に結びつかないから、 もうそれ以降ね、やっぱり強力に支援するというのは、もう多くの自治体の現 実だそうです。松田町はですね、人口減少率がね、やっぱりほかの町に比べて 全然少ないと思うんですよ。もうほかの町は、もう毎年十何%って、どんどん どんどん人口が減っていくところが、もうほとんどなんですよね、東北とか四 国地方ですか。いろいろ自治体によってやり方があるにしてもですね、例とし て、県レベルでは、愛媛結婚支援センターによる、お見合い支援によるビッグ データ150万件の行動履歴を解析し活用することにより、高い成果を上げてい るそうです。これまで誕生した夫婦は435組、当初の4年間では177組だったも のが、ビッグデータ活用後の3年足らずで258組と数字が上がり、愛媛方式が 全国から注目をされ、これまでに茨城県、徳島県など、14の県でシステムを導 入したほか、昨年は28の自治体や地方議会が視察に訪れ、また中国やベトナム など海外メディアの取材も受けたそうです。市町村では、兵庫県の三木市にお いてはですね、庁舎内に縁結び課を設置し、出会いサポーターが結婚に関する 相談やお見合い相手の紹介などを中心に、結婚サポートをしているとのことで す。

このような自治体による結婚サポートは日本全国で多くの市町村で行われて

います。自治体が乗り出して結婚のお手伝いをしなければならないほどね、切 迫している、あるあるであると思います。少子化対策として婚姻率を上げることが必要と考えますが、松田町で婚姻率を上げるために何か方策はお考えでしょうか。

参事兼政策推進課長

ありがとうございます。私もですね、婚活やって終わりっていうところではなく、その後の、いろんな形でやっている市町村のところに問い合わせを直接してみました。ちょうど、さっき兵庫県の三木市の話が出ました。縁結び課ということで、職員12名体制でやっているところです。ちょうど、そこに出た女性の職員がですね、福祉系の介護のほうの分野の資格を持っていて、そういう方がですね、やっぱり婚活に向けて支援をしていく団体ですね、に委託をしているっていった形に今進んでいるというところでございます。

それが始まったのがですね、ちょうど議会のほうからですね、一般質問があって、やっぱり、こういうものをやっていったほうがいいという議員さんからの御指摘があったという、そこから、その議員さんがその団体の長になってですね、いろんな老人クラブさんに声をかけたり、またですね、いろんなところに、民生委員さんに声をかけたりして、35名ぐらいの方でその支援、「おせっかい」というような仲人役というところで団体をつくったので、今動いていると。ただ、そこに聞いたらですね、なかなか高齢化になってですね、今、12名の方でやっているというとこがございます。

なので、やっぱり、この婚活もそうなんですけど、御本人がそこに行こうとする環境がないと、いくら家族の方から、そういう問い合わせがあってもですね、その本人がそういう気になってもらわないと困るというところがあるので、なかなか結びつけないよということは言っておりました。なので、やっぱり入りやすい環境を、結びつける環境をつくっていくのが一番かなと私のほうは感じておりますので、そういった面も含めてですね、今後ですね、神奈川県のほうも、これからですね、令和6年度第1回目のですね、県と市町村が連携して取り組む結婚、子供、子育て支援についてという協議会をつくって進める予定でございますので、そういう中でも幅広い意見を共有してですね、松田町にと

っての婚活が進められるような、あらゆる取り組みを進めていきたいというふ うに考えております。以上です。

町 長 内容によってはですね、非常に危険な話を今してるんですよ、多様性の時代に。結婚イコール出産というふうなロジックだと、一方の人からすると、そんなのこっちの勝手でしょと。どうして結婚したら子供持たなきゃいけないのって言われるような時代なんですよね。なので、いや、ちょっとやっぱり我々も、そういった方々の御意見も、やっぱり聞きながら、やっぱりやってかなきゃいけないと思うところは非常に、ここのところ、こういった人口増減

ゃるようなのはすごくぴんとくるんですけど、一方で、そういった方々もいらっしゃるので、それを今度、税金使ってやるのかっていうと、片方からすると、

の話とかで、いろいろ考えたときに、私はどっちかというと飯田議員のおっし

何やってるのよという話があったりとかっていうことがあるので、婚活イコー ル出産みたいな、結婚イコール出産とかっていう議論にはならないような方向

性で、いろいろやっぱり慎重に、慎重に、我々がやるべきことと、やっぱり一

整理整頓しながら進めていかなきゃいけないのが、我々の努めなのかなってい

人一人の男女がそれなりに考えてやっていかなきゃいけないことっていうのは、

うふうに考えもありますということだけ伝えておきます。以上です。

11番 飯 田 多様性の時代ということの考え方は、いろいろあると思うんですけど、やっぱり結婚したいという人も、厚生省のデータで見るようにですね、なかなか強いものがあります。

それと、あと、結婚して調べていくうちにですね、やっぱり大事なのは、子育て支援が充実してなければ、子供もね、持ちたくないというふうなことになると思うんですよ。福島県でもですね、59市町村のうち33自治体が消滅可能性の都市に指摘されてると。しかしですね、柳津町と磐梯町の2つの自治体だけが2050年までに若年女性の割合が増加すると予想されてるんですね。1月、この記事に載ってるんですけど、1月に男の子を出産した二瓶さんっていう女性の方はですね、出産祝い金やチャイルドシート補助金、保育料の無料化と手厚い支援が子育てを後押ししていると感じていると。二瓶さんは、町の人たちも

助けてくださったりしているので、子育てしやすい地域だなと感じています、また鳥取県の日吉津村では、3,600人くらいの町ですが、仕事をサポート、住まいをサポート、結婚をサポート、3つのサポートを柱にですね、毎年10名ずつ人口が増えている村だそうです。昨年はですね、岸田総理も7月にここを訪れたと、訪れて、この辺のですね、視察を行ったというふうな記事が載ってました。鳥取県では鳥取県が開設した1対1の出会いサポートをする会員制のマッチングシステムで、会員数は700人、成婚率は25%ということです。

やっぱり、そういうのをいろいろ調べてみますとですね、子育でに力を入れている自治体ほど、元気がいいのが分かりました。松田町でもですね、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略の中で、松田町の人口減少に歯止めをかけていくための3つのポイントというのを挙げてます。1つはですね、合計特殊出生率を上げる方策。推計人口で想定する社会移動、転入・転出をプラマイゼロにする。新たな宅地、住宅の供給整備、この3つがですね、松田町の人口減少を食い止めるポイントだというふうなことですが、ひとつですね、本当にこれに合致した政策を担当課が取っているのかどうか、もう一度ですね、よく検討して、人口増加につなげていけるような施策をお願いしたいと思います要望として、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第5号、飯田一君の一般質問を終わります。少しお待ちくだ さい。

受付番号第6号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

- 10番 南 雲 議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていた だきます。受付番号第6号、質問議員、第10番 南雲まさ子。件名、町民サー ビス向上と子宮頸がん検診の取り組みについて。
 - 1、役場窓口対応の充実について。1、来庁者が申請書を記入せずに、住民票、印鑑証明、税証明などが申請できる「書かない窓口」を導入するお考えは。
 - 2、耳が聞こえにくい方とのやり取りを円滑にするために、町役場窓口に軟 骨伝導イヤホンを設置するお考えは。

大きい2番、日本は子宮頸がん罹患率が世界平均より高くなっていて、子宮頸がん予防の対策が欠かせません。令和6年度からは導入可能となったヒトパピローマウイルスHPVの感染を調べる検査を導入するお考えは。以上です。よろしくお願いいたします。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1点目の御質問の書かない窓口の導入につきましては、町からのPR不足で大変申し訳ございません。令和5年10月から町民課の窓口にて、一部の申請のみではありますが、書かない窓口を導入しております。書かない窓口とは、本来、来庁者が申請書に記入をせず、専用端末へ入力することで紙に書かずに住民票、印鑑登録証明書などの申請や、住民異動届などの手続ができる自治体の窓口サービスのことであります。現在、松田町では、転入・転出などの住民異動届のみができる運用となっておりますので、書かない窓口における証明賞の交付申請もできる機能の導入につきましては、今後、既に導入されている自治体等の状況を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の質問にお答えいたします。軟骨伝導とは、従来の聞こえである気導とも骨伝導とも異なる第三の聴覚経路と呼ばれており、耳の軟骨へ振動与えることで音を伝えることができ、振動によって伝わるため、音漏れの心配はなく、プライバシーも守られるという効果があります。現在、役場庁舎内の窓口に軟骨伝導イヤホンの設置はございませんが、耳の聞こえが不自由な方が来庁された場合には、筆談で対応しており、現在までに耳の聞こえが原因で手続に支障を来したなどの苦情は受けたことはございません。今後、軟骨伝導イヤホンの設置につきましては、既に設置されている藤沢市等のほかの自治体の先行例を参考にしながら検討させていただきます。

続きまして、3点目の御質問にお答えをいたします。子宮がんは女性のがん 罹患率では5番目に多く、年々増加傾向にあるがんの一つでございます。子宮 がんのうち子宮頸がんは、子宮の入り口にできるがんで、ヒトパピローマウイ ルスの感染が原因でございます。子宮頸がんの予防といたしましては、検診と ともに、ワクチン接種と両方で予防をすることが重要となります。 一次予防としてのワクチン接種につきましては、定期接種として小学6年生から高校1年生相当の女子に対し実施しております。平成25年6月より、副反応として、ワクチン接種後の持続的な疼痛等が多く確認されたことから、積極的な接種勧奨の一時差し控えが行われておりましたが、令和3年11月に接種による有効性が副反応のリスクから明らかに上回ると認められたことから、積極的な勧奨の差し控えが行われた時期に対象であった方の接種機会を確保するため、令和4年4月1日より令和7年3月31日までキャッチアップ接種として、平成9年度生まれから平成19年度生まれの女子で未接種の方を対象に接種を行っております。

二次予防であります子宮頸がん検診は、がんになる前の細胞やがんの早期発見ができる検査のことでございます。20歳を過ぎたら、2年に1回の子宮頸がん検診を受診することが推奨されております。

子宮頸がんにつきましては、ヒトパピローマウイルスの感染によることが確認されていることから、令和5年度にがん検診指針の改正が行われ、令和6年4月1日より体制整備、関係者の理解、協力等が得られた市町村から、順次指針に基づくHPV検査単独法によるがん検診を30歳から60歳の女性を対象として導入が可能となりました。現在、厚生労働省の委託事業者よりHPV検査単独法導入に当たり、市町村の委託検診機関向けの説明会が7月から10月にかけて全国で行われる予定となっており、今後の導入に向けた課題の整理、体制整備等を行っていくこととなります。現在、足柄上医師会管内にて子宮がん検診を実施している医療機関では、HPV検査は実施しているものの、がん検診指針に沿った検診として実施するのには課題が多く難しいと伺っております。足柄上医師会で実施できる体制が整った段階にて、導入の可否について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

10番 南 雲 町では、令和5年10月から転入、転出、転居に限って、書かない窓口を導入しているとのことですが、この導入に至った経緯について伺います。

町 民 課 長 簡単窓口を導入した経緯について御説明いたします。引っ越しワンストップ サービスにおけるシステムの改修に付随するものとして導入されたものであり、 近隣自治体と同時期に導入することで、費用面で助成が受けられるということ から導入をいたしました。以上です。

10番 南 雲 近隣自治体と同時に導入したということで了解いたしました。費用面で も節約できたということで。それから、導入から8か月経過していますが、利 用実績はいかがでしょうか。

町 民 課 長 導入から8か月経過した実績でございますが、令和5年10月に導入開始して から現在までの利用実績は12件でございます。

10番 南 雲 そんなに月に換算するとないということで了解いたしました。承知いたしま した。来庁された高齢者等の方から、各種証明書の申請書の記入時にサポート が必要の御要望があったときの対応は、どのようにされているのか伺います。

町 民 課 長 申請書の御記入等でお困りの方が来庁された場合は、職員が付き添って、説明しながら御記入いただいたり、聞き取りをしながら職員のほうで代筆したり して対応をしています。

10番 南 雲 やはり、職員の方が付き添うという形でということで、承知いたしました。 来庁され、印鑑証明書等の受け取り時、もう少し早くしてほしいというような お声があったか伺います。

町 民 課 長 証明書等の交付申請の手続で来庁された方から、交付までの待ち時間が長い ということでの苦情は、今のところございません。戸籍関係の手続等で、あら かじめ時間のかかる場合は、その旨を来庁者に説明して対応をしております。

10番 南 雲 御丁寧な説明をされて対応されているということで、承知いたしました。申請書を記入せずに住民票や印鑑証明書、税証明などの申請ができる書かない窓口が全国的に広がっています。松田町と人口がほとんど変わらない鹿児島県長島町では、高齢化率が40%近くとなり、高齢者の来庁者も多く、現場職員から手続の負担軽減策について提案があり、全国で14番目に、九州では初めて、書かない窓口のシステムを導入されています。対応方法は、来庁者から本人確認書類を提示していただき、質問事項に答えていただき、職員が申請書を作成し、申請書の内容を確認し署名していただき、申請が済みます。各自治体の書かない窓口の対応は、マイナカードや運転免許証を専用の機器で読み取り、自動的

に各種申請書に住所、氏名、生年月日が印字されるものや、職員が住民から本 人確認や申請に必要な情報を聞き取り、代わりに個人情報を入力し、届出書類 の作成をサポートしたり、OCR機器でマイナカードを読み取るなど様々でし た。

箱根町では、松田町で行っている書かない窓口の転入、転出、転居のほかに、住民票等の発行申請、印鑑登録、印鑑証明書の発行申請も行っていて、視察をさせていただきました。松田町で使用している簡単窓口の機器と同じものを設置していて、実際に操作をしていただき、氏名や住所等の記載がある申請書がプリントされて出てくるまでを見学させていただきました。私の感想ですが、操作は聞きながらでないとできないかなと思いました。箱根町の対応も、職員の方が機器の操作の説明をしながら、町民の方と一緒に操作するそうです。そうなると、本町のマンパワー不足には対応できないかなと思いました。

昨年5月…ごめんなさい、令和5年2月に衆議院の総務委員会にでも、書かない窓口の質問があり、政府の答弁では、書かない窓口の取り組みにつきましては、利用する住民が窓口を何か所も回らずに済む、何度も同じことを書かずに済むということで、とても便利になったと、住民の方に実感していただける取り組みだと承知している。また、自治体の職員にとっても、庁内の業務を活用することで入力作業の削減等による業務の効率化につながっており、デジタル化による住民の利便性向上及び自治体の業務効率化の好事例として横展開が始まっている。この書かない窓口の導入は、デジタル田園都市国家構想交付金等により、政府としても支援は行ってまいりたいというような答弁がありました。河野デジタル大臣は、令和5年2月、埼玉県深谷市の書かない窓口システムを視察され、メリットが非常に大きいと認識され、デジタル庁で全国展開に向けたプロジェクトを進めるとし、令和5年5月、地方自治体における書かないワンストップ窓口の実現の支援として、自治体窓口DXを推進しやすくするための機能をSaaSとして提供すると、各自治体に通知をいたしました。通知を受け、本町のお考えはどうだったのか伺います。

町 民 課 長 DXSaaSの関係の令和5年5月に出された通知については、申し訳あり

ません、ちょっと確認をしておりませんでしたので、ちょっとこの場で回答することができません。すみません。

10番 南 雲 デジタル庁の自治体窓口DXSaaSは、自治体の窓口で来庁者の手続を簡単に行われるようにするパッケージシステムを複数提供して、その中から、それぞれの自治体が自分たちに一番合ったシステムを選べる仕組みです。また導入を目指す自治体には、導入のためのアドバイザーも派遣し、書かないワンストップ窓口の取り組みを地方自治体と密に連携しながら進めます。ここで伺います。導入のためのアドバイザーが派遣された場合の受入れ体制は、可能かどうかを伺わせていただきたいと思います。

町 民 課 長 アドバイザーが導入された場合の受入れは、特に問題ないかと思います。

10番 南 雲 ありがとうございます。デジタル庁の自治体窓口SaaSを活用した書かない窓口は、自治体の職員の業務効率化にもつながります。以前、お悔やみコーナーの一般質問をさせていただき、その後、導入に向けてどうなのかと伺うと、マンパワー不足でお悔やみコーナー設置に向けての対応ができないとのことでした。箱根町の書かない窓口でも、職員がつかなくてはならないとなると、やはりマンパワー不足が弊害となります。国の書かないワンストップ窓口は、自治体の担い手不足が懸念される中、導入することで自治体の業務効率化につながり、横展開もでき、お悔やみコーナーの設置にもつながると思います。町のデジタル庁の自治体窓口SaaSを活用した書かない窓口の導入について、デジタルの面からお考えになって、政策推進課の鈴木参事にお伺いしたいと思います。

参事兼政策推進課長

デジタル化というところになります。松田町におきましては国がですね、令和2年度に経済運営対策抜本会議ということで、いわゆるDXを推進しようというところを掲げ、その中でですね、マイナンバー制度の抜本的な改善等を掲げてございました。それを受けてですね、令和4年の6月に、デジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議され、それを踏まえて本町におきましては、様々な事業にDXという観点で取り組んできました。いろんな事業をやってきてるんですけども、先ほどの令和5年度にはですね、先ほどの引っ越しワンストッ

プサービス、これは14町村でやっている広域連携、いわゆる町村システム組合、ここがですね、14町村で一緒に連携して取り組んでいこうというところで、国の補助金をもらってですね、進めている事業です。そのほかですね、様々な標準準拠システムの改修とかもですね、この広域連携で、先ほどの費用削減で一元化すると、同じものを出していくということもございますので、こちらのほうは組合と連携をしながらですね、先ほどの国の補助金を活用しながら、窓口サービスの事業につきましてもですね、検討をしていきたいというふうに考えてございます。

それで、先ほどのデジタル人材派遣型の、いわゆる企業版型の内閣府が出している事業、その事業があります。これはですね、松田町におきましては、デジタル推進においてのDXの協議会ですね、デジタルファースト推進会議というのを、若い職員で今立ち上げてございます。ここで様々な今後の町民サービスの向上、いわゆる目的がデジタル使うっていうことではなくてですね、新しい町民のサービス向上に向けての事業を進めていくのがデジタルの推進事業なので、その辺を連携してですね、様々な事業を発信をしたり、また県と連携をしたりというところで進めていきたいというふうには考えております。

10番 南 雲

いろいろDXに関して、町でも進めていられるということで、承知いたしました。神奈川県では、茅ヶ崎市が県内初めて、令和6年1月30日に、デジタル庁が開発した自治体窓口DXSaaSを活用し、書かない窓口を導入しました。証明発行や住民異動などを手続する市民課、支所、出張所の全4か所、児童手当、小児医療などを扱うこども政策課、健康保険、年金の手続を行う保険年金課で導入されました。3課での開始ですが、効果を検証しながら、ほかの課にも広げていく予定となっていくそうです。また、デジタル庁が開発した専用のシステムを利用しているため、機器の設置や仕様設計をしなくて済んだそうです。このようなデジタル庁が開発した専用のシステムを利用することで、機器の設置や仕様設計をしなくて済むことは、導入がスムーズに進むのではないかと考えます。町長に、デジタル庁の自治体窓口DXSaaSを活用した書かない窓口の導入について、どのようにお考えになっているかを伺いたいと思いま

す。

町 長 今後、デジタル化は、もう避けて通れないと思ってます。ほかの自治体の事業だとか、いろんなことを参考にしながらではありますけども、それが避けて通れないけども、費用的な効果とか何とかっていったところは、やっぱりバランスはよく見なきゃいけないと思うんですね。なので、国からの補助金だとかをもらいながら、先ほどちょっと説明あったように、システム組合の中で同時に入れられるというようなことで、効果があるということであるならば、当然前向きに考えていきたいというふうに考えてます。以上です。

10番 南 雲 ありがとうございます。次の軟骨伝導イヤホンに移らせていただきます。庁舎窓口に来庁された高齢者等の聞こえにくい方に大声で対応すると、個人情報を周囲に聞かれるリスクが伴います。その対策として、耳の周囲にある軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導を活用したイヤホンがあります。イヤホンは雑音を取り除く機能があり、小さな声もはっきり聞くことができます。このため、大きな声で話すことにより個人情報が周囲に聞かれるリスクを減らすことができ、耳が聞こえにくい方へのプライバシー保護につながります。今、町では筆談で対応されているということですが、プライバシー保護の観点でのお考えはいかがでしょうか。

町 民 課 長 耳の聞こえの御不自由な方が来庁された場合、プライバシーに配慮しながら、 筆談等で対応をしております。

10番 南 雲 申し訳ございません。今、プライバシー保護の観点でどのようにお考えになっているかということで質問させていただいたんですけれども、ごめんなさい。

町 民 課 長 申し訳ありません。込み入った話になる場合もございますので、そういった場合は、ちょっと座っていただいて、別のところで話をしたりですとか、ほかの方にあまり分からないように、ほかの場所で筆談をしたりですとか、その場に応じてプライバシーを配慮した対応をしております。

10番 南 雲 ありがとうございます。軟骨伝導イヤホンは、奈良県の県立医科大学の細井 裕司学長が2004年世界で初めて発見され、軟骨伝導を発見されて、令和4年10 月に商品化されました。イヤホンを装着していると、音が柔らかく聞こえ、耳 の穴をふさがないので周囲の音が自然に入り、集音器の機能もあります。音量を調整できる装置があり、不特定多数の方が使用しますが、穴が開いていないため消毒がしやすく清潔が保てます。都内と神奈川県内に85店舗を展開する信用金庫では、窓口で話すのがお金や財産のことが中心であるため、職員は大きな声を出しづらい、難聴の方が安心して相談できる環境づくりに最適だと思ったと語られています。高齢福祉課に軟骨伝導イヤホンを設置した東京都北区役所の担当者によると、初めて利用された方は、よく聞こえてびっくりしていると話されています。先行的に行っている自治体を参考に御検討していただけるとの御答弁ですので、次の再質問に移らせていただきます。

HPVワクチンについて再質問を行わせていただきます。子宮頸がんは国内で毎年約1万1,000人の女性が発症し、およそ2,900人が亡くなっています。HPVワクチンの定期接種の積極的勧奨が一時差し控えられましたが、その後再開され、接種機会を逃した女性が公費負担で接種できるキャッチアップ接種が2025年3月まで行われています。そこで、キャッチアップ接種対象者の人数と接種済みの方の人数を伺います。

子育て健康課長

キャッチアップ接種につきましては、平成9年度生まれから平成19年度生まれの女子で未接種の方を対象として接種を行っておりますが、現在の対象者としましては、未接種者が399名いらっしゃいます。キャッチアップの接種済みの方はですね、全て接種が終わっている方は66名となっております。

10番 南 雲

333名の方がまだ未接種ということで、承知いたしました。2024年2月から3月に行った厚生労働省のアンケートによると、HPVワクチンを知らないと答えた接種対象者は36.1%、キャッチアップ接種を知らないと答えた対象者が48.5%と、半数近くの方がキャッチアップ接種を知らないと回答されています。HPVワクチンが安全だと思うは31.4%、どちらとも言えないが54.1%、思わないが14.6%と、キャッチアップ接種対象者にキャッチアップの接種の不安感の軽減の情報が行き届いていないと思われます。厚生労働省は自治体と連携して夏までに接種の呼びかけを強化する方針を打ち出しています。そこで、現時点でのキャッチアップ接種の対象者の呼びかけはどのようにされているのか何

います。

子育て健康課長

キャッチアップ対象者へのですね、周知方法といたしましては、現在までに、まず令和5年1月にですね、全ての対象の方に対して個別通知を実施しております。また、町の健康カレンダーに掲載しまして、その周知をしているのと、町ホームページなどによる周知を行っております。現在ですね、子宮頸がんの予防のリーフレットが、また7月に届く予定となっております。それ届き次第ですね、また全ての対象者の方に、また引き続きですね、個別通知を実施する予定となっております。以上です。

10番 南 雲

7月に全ての対象者にということで、ぜひこれはよろしくお願いいたします。 この、ちょうどキャッチアップ接種の対象者というのは、これから子宮頸がん …このHPVワクチンを行っていただくことで、これから本当にがんの検診に もつながっていくと思いますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、子宮頸がんの二次予防の検診について伺います。日本では、1983年から2年ごとに子宮頸部、細胞の異常の有無を顕微鏡で調べる細胞診が開始されました。ワクチンも2013年、小学校6年生から高校1年生の女児を公費負担で定期接種とした、開始されました。その後、2022年までワクチンの積極的勧奨の中止により患者が増え、国立がんセンターの集計では現在、年間1万人以上の方が発症し、3,000人近くの方が亡くなっています。子宮頸がんは若い年齢層で発症する割合が比較的高いがんで、患者は20歳代から増え始め30歳代までに、がんの治療で子宮を失ってしまい妊娠できなくなってしまう人も、1年間に約1,000人います。日本では40歳までの女性のがんによる死亡の2位は子宮頸がんによるものです。そこで、ここ5年間の子宮頸がんの検診受診率を伺います。

子育て健康課長

子宮頸がんの検診の受診状況ということで、5年間の受診率でございます。 令和元年、令和1年ですね、11.8%、令和2年については10.8%、令和3年は 11.1%、令和4年は11.1%、令和5年は10.9%という受診率となっておりま す。以上です。

10番 南 雲 ありがとうございます。検診受診率が大体11%から12%ぐらいということで、

OECDデータによりますと、日本の検診受診率は全国で43.7%となっています。それに比べると非常に本町の受診率は低いということで、さらに世界先進国の中では最下位となっています。埼玉県所沢市では、発症リスクが上昇する30歳を前に、HPVの感染状況を検査してもらうことで、子宮頸がんの予防につなげるため、HPVセルフ検査キットを28歳になる女性に対し、申請案内とともにHPVや子宮頸がんの資料を同封したものを送付し、希望者にHPVセルフ検査キットを無料で配付をしました。配付された検査キットは自宅で行われる簡易なもので、使用後に指定業者に郵送すると一、二週間でインターネット上の専用ページから結果が分かるようになっています。20歳代、30歳代は働いている方や子育で中の方が多く、忙しい等の理由で、なかなか検診が進まないと思います。とてもこの方法は有効と考えますが、HPVセルフ検査キット導入についてのお考えをお伺います。

子育て健康課長

HPV検査キットの導入ということなんですが、HPV検査キットにつきましては、議員のおっしゃられているとおり、自分で検体を採取することができるため、手軽にですね、検査できるという点では、検査に対する抵抗感も少なくなるとは思いますが、医師採取法と違いまして、適切な場所の採取が困難な場合もあることから、まれに正しい判定ができないという可能性もあるということが、そういうこともあります。まずは厚生労働省指針に基づく、医師会によるHPV検査単独法の可否につきまして、検討や検査の整備体制について注力していきたいと考えております。今後、HPV検査キットについてはですね、先進事例も参考にしながら、その取り扱いとかですね、活用等を今後十分に調査研究してまいりたいと考えております。

10番 南 雲 ありがとうございます。HPV検査単独法について伺わせていただきます。 現在行われている細胞診は、医師が子宮頸部の粘膜から細胞を採取し、顕微鏡で細胞の形態的異常がないかを目視で調べ、20歳から2年に1回、定期的に受診することが推奨されています。HPV検査単独法は、30歳から60歳までは5

年に一度となり、受診者の負担軽減につながるメリットがあり、機械が判定するため、人が目で診断する細胞診より見逃しが少ないと言われています。厚生

労働省によりますと、2022年度に既にHPV検査を導入した市町村は13.8%の238自治体で、横浜市では2024年度早期に導入することになっています。そこで伺います。HPV検査単独法導入に当たり、足柄上医師会の体制を整えることが難しいとの御答弁でしたが、そのほかにはどのような課題があるか伺います。

子育て健康課長

HPV単独法検査のですね、導入に向けての課題というところなんですが、 医療機関、今想定されている課題といたしましては、対象者の抽出、それから HPV検査の結果、陽性だった場合、採取したものを使ってトリアージ検査を するため検査の体制がまだ未確定の部分もありまして、また、その保管方法も まだ不明という点でございます。また、医療機関が行う検査手段のですね、手 法の体制整備に加えまして、検診の流れが複雑となるため、実施主体となる松 田町といたしましても、対象の把握や、その結果、経過の管理等の体制を整え る必要があるという、様々な課題があるということでございます。

10番 南 雲 かなり様々課題があるということで、承知いたしました。その点、これから 説明会が7月から10月にかけてあるということですので、また解決される部分 もあるかと思います。また、先進自治体の事例もありますので、その事例を参 考にできることもあると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いま す。

足柄上医師会の体制を整えることに関してですが、このHPV検査単独法の研修を受けましたが、講師の方も、医師会の方の理解を得るのが大きな課題だと言われていました。そこで、足柄上医師会の理解、協力についてですが、近隣の自治体と広域で進めていくというお考えが…ということで進めやすくなると思いますが、お考えを伺います。

子育て健康課長

今後ですね、HPV単独法検査を進めるに当たりまして、自治体としても、 1市5町での衛生部会での課題に対する協議はじめですね、足柄上医師会とも、 課題解決に向けて十分協議をしていきまして、導入の可否につきまして検討し ていきたいと考えております。いずれにいたしましても、足柄上医師会のです ね、御理解とか御協力が必要でありますので、1市5町で連携いたしまして、 足並みをそろえて実施の可否について今後も検討していきたいと考えております。

10番 南 雲 ありがとうございます。2024年2月16日の厚生労働省のがん検診検討会によりますと、今回の検討会で導入が決定されたHPV検査単独法は、がんの原因となるHPV感染の有無を確認できるため、子宮頸がんの早期発見につながる可能性が高い、また受診間隔が5年に1回と広がり、受診者の負担も大きく軽減され、受診率向上につながるとありました。HPV検査単独法導入には、いろいろ課題がありますが、若い女性の子宮頸がん罹患により、妊娠ができなくなったり、亡くなったりすることは本当に残念で悲しいことだと思います。最後に、町長に、このHPV単独法の導入についての御見解を伺います。

町 長 - 先ほど課長からも話ありましたように、ちょっと私もお医者さんじゃないの で、やはり人の命を預かっているということについては、お医者さんの、その 医師会のほうでのやっぱり課題をしっかりと解決していただいて、医師会のほ うで導入できるということになったときには、当然、町としての行政の支援が 必要であれば支援しながらやっていきながら、やっていくことで、これの目的 は、先ほど議員もおっしゃられたとおりに、若い方々がお子さんを持ちたいと いうときに持てないというふうな、やっぱりそういうふうにならないようにす るのが本当の目的だと思ってますので、幾つか課題を解決しながら進めていき たいというふうには考えてます。また、検査キットの話は、またちょっとよく 勉強させていただきます。1セット幾らぐらいとかっていうこととか、対象者 の人数とか考えたときに、先ほど来話があるように、やっぱりお子さんを持ち たい方々に対しての安心感を持っていただくっていうのが、やっぱり行政の努 めではあろうかと思うので、その辺はちょっとバランス取ってですね、対応し てまいりたいとも考えています。以上です。

10番 南 雲 以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第6号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。

以上で本日予定しました日程の全てが終了いたしましたので、本日の会議は これにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻ま でに御参集くださるようお願いいたします。 本日は大変御苦労さまでした。

(16時01分)